

第2次加東市総合計画(案)

〈答申〉

平成30年1月29日

加東市総合計画審議会

目次

I 序論

第1章 はじめに -----	2
1 計画策定の趣旨 -----	2
2 計画の構成と期間 -----	2
3 計画の位置付け -----	3
第2章 まちづくりの成果（第1次加東市総合計画のふりかえり） -----	4
第3章 本市の魅力 -----	19
第4章 本市を取り巻く社会潮流 -----	23
第5章 まちづくりに関する意見・提案 -----	32

II 基本構想

第1章 基本構想の構成 -----	42
第2章 将来目標 -----	43
1 まちの将来像 -----	43
2 人口の将来展望 -----	45
3 まちの住みよさ実感 -----	46
4 都市構想 -----	46
第3章 まちづくりの方向性 -----	48
1 加東の未来を創造する「ひとづくり」 -----	49
2 安心して健やかな「くらしづくり」 -----	50
3 安全快適でにぎわいのある「まちづくり」 -----	52
4 効率的かつ効果的で持続可能な「行政経営」 -----	53
5 「協働」を基本としたまちづくり -----	54

III 基本計画

第1章 基本計画の構成 -----	56
第2章 個別計画との関係 -----	57
第3章 重点戦略 -----	59
第4章 人口ビジョン・総合戦略 -----	63
第5章 分野別施策 -----	64
第6章 計画実現に向けた分野横断的施策 -----	184
第7章 計画の推進にあたって -----	186

I 序 論

第1章	はじめに	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の構成と期間	2
3	計画の位置付け	3
第2章	まちづくりの成果（第1次加東市総合計画のふりかえり）	4
第3章	本市の魅力	19
第4章	本市を取り巻く社会潮流	23
第5章	まちづくりに関する意見・提案	32

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

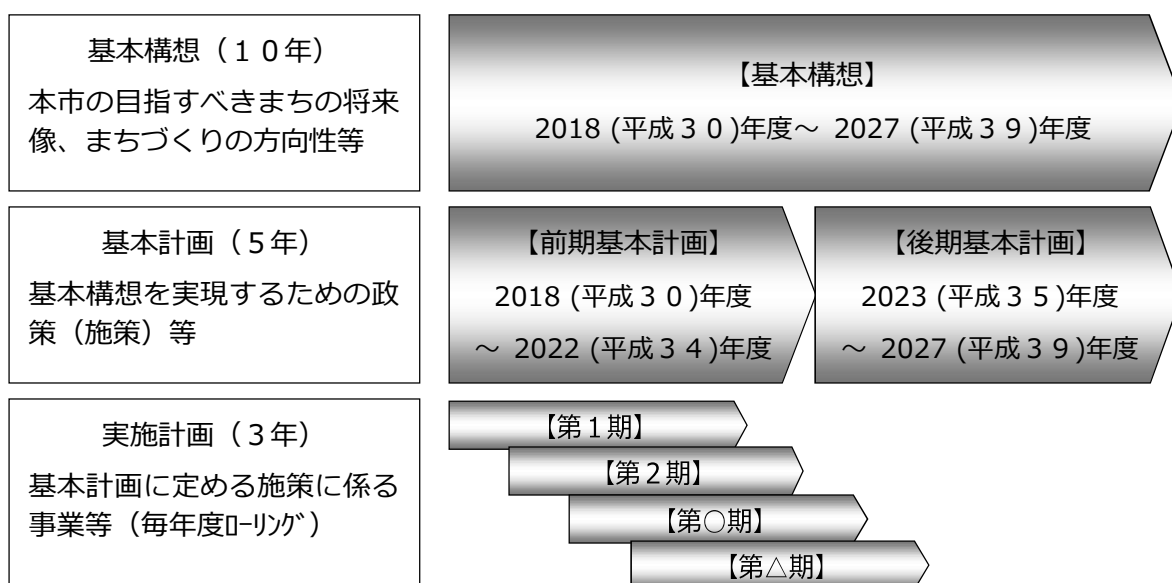
加東市総合計画は、まちづくりの総合的な指針となる計画で、本市の最上位の計画になります。本市においては、合併後の新たな市民ニーズに対応するため、市民の参画を得て、第1次加東市総合計画「愛称：みんなでつくる加東 きらめき☆プラン」を2007（平成19）年度に策定し、以後10年間この計画に基づいたまちづくりを進めてきました。

この計画の期間が2017（平成29）年度をもって終了することから、社会潮流、市民の意識やニーズの変化、今後の政治・経済の動向などを見定めるとともに、第1次加東市総合計画の成果、課題等を踏まえ、新たなステージを着実に歩んでいくためのまちづくりの指針として、第2次加東市総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

第2次加東市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

昨今の社会経済情勢などの急激な変化に迅速かつ柔軟に対応していくため、本市の目指すべきまちの将来像、まちづくりの方向性などを示す基本構想の期間は10年、基本構想を実現するための政策（施策）などを示す基本計画の期間は5年とし、中間年度において必要な見直しを行うこととします。また、実施計画は、基本計画に定める施策に係る具体的な事業計画とすることから、期間を3年とし、毎年度見直しを行います。



3 計画の位置付け

(1) まちの活性化や元気づくりを市民と協働で進めていくためのまちづくり計画

市民、地域、事業者等と行政が協働によるまちづくりを進めていくための共有すべき指針となるもので、それぞれの主体の行動計画としての役割を果たすものです。

(2) まちづくりを効率的かつ効果的に進めていくための総合的な行政経営計画

持続可能で発展的な自治体経営に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、本市の最上位計画として、各分野個別の方向性を示すものです。

第2章 まちづくりの成果（第1次加東市総合計画のふりかえり）

第2次加東市総合計画の策定に当たっては、第1次加東市総合計画の成果を点検・評価し、引き継ぐべき課題や取組を見極めることが重要になります。

ここでは、まちづくりの成果（第1次加東市総合計画のふりかえり）として、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までのまちづくりにおいて、「達成できたこと」を中心に、第1次加東市総合計画の成果を示します。

※ここで示す政策（施策）体系は、第1次加東市総合計画の体系であり、本第2次加東市総合計画の政策（施策）体系とは異なります。

政策Ⅰ「文化」未来を拓く人を育む 文化のまち

■施策1 地域文化の継承・発展

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none">○「文化祭」「文化連盟祭」「公募美術展」など、多くの活動発表機会を設けたほか、各公民館サークルや文化連盟加入サークルなどの活動を支援するとともに、積極的に広報しました。○「世界に一つ！加東遺産」を定め、小学生、成人、各種団体などを対象に、市内の文化遺産を案内又は紹介し、知名度アップに取り組みました。	<ul style="list-style-type: none">○「文化祭」、「公募美術展」、加東文化振興財団による各種文化芸能事業などを展開し、多様な文化・芸術に触れる機会を提供しました。○出土遺物の一元的な管理体制を構築するとともに、指定文化財の修理補助や無形民俗文化財¹の後継者育成など、文化財の保護・継承に取り組みました。

■施策2 国際交流の推進

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none">○これまでの3つの姉妹都市との友好親善交流は、2009（平成21）年度から公式交流事業としてはオリンピック市のみとしました。また、留学生等在住外国人との交流は、国際交流協会が行うさまざまなイベントなどを通して草の根の交流活動を展開しました。	<ul style="list-style-type: none">○オリンピック市との交換留学事業や兵庫教育大学と連携した外国人留学生人材バンク制度²、国際交流協会が主体となったさまざまな交流事業を通して、市民の国際理解を深めました。○在住外国人支援のため、中国語や英語、ベトナム語、スペイン語の生活ガイドブックを作成しました。

¹ 「無形民俗文化財」とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など、人々が日常生活で生み出し継承してきた無形の文化財をいう。

² 「外国人留学生人材バンク制度」とは、外国人との交流を希望する団体等に、あらかじめ登録された外国人留学生の中から、交流の目的に合った人材を紹介する制度をいう。

■施策3 学校教育の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<p>○体験活動が定着し、各校でスムーズに実施しました。</p> <p>○「学力向上プロジェクト委員会」を開催し、全国学力・学習状況調査³の結果を検証しました。その結果を全教職員に周知し、児童・生徒の「自ら考える力」を育成するための授業改善に取り組みました。</p> <p>○兵庫県立教育研修所が開催する講座を教職員に広く紹介するとともに、市独自の「教職員夏季研修会」「テーマ別研修」を実施することで、喫緊の課題に対する教職員の対応力が向上しました。</p> <p>○「生徒指導担当者会」「不登校対策委員会」を定期的に開催し、小・中学校間の情報交換を緊密に行い、問題行動や不登校の早期発見・早期対応につなげました。</p> <p>○学校ホームページ、学校・学級だよりの配布、オープンスクール⁴の計画的な実施などにより、学校教育活動の実態を広く地域や保護者に公表しました。</p> <p>○特別支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの課題に対応するため、個別の指導計画を作成しました。</p>	<p>○自然学校やトライやる・ウィーク⁵などの体験活動や家庭・地域への道徳授業の公開を通して、子どもたちの豊かな人間性を育みました。</p> <p>○A L T⁶による授業の定着化や、加東わくわく英語村⁷などの実施により、生徒の英語への関心を高めるとともに、かとう英語ライセンス制度⁸の導入、実用英語技能検定料の助成など、生徒の英語力及び学習意欲が向上する取組を行いました。</p> <p>○学習チューター⁹による指導補助や加東スタディライフ¹⁰の実施により、個に応じた指導を充実しました。また、I C T¹¹教育研究発表会の開催や電子黒板¹²の設置などによりI C T教育を推進しました。</p> <p>○いじめに関する実態把握調査やインターネット上のトラブルの防止を目的としたネット見守り隊¹³の活動により、いじめ等の問題行動の未然防止に努めました。</p> <p>○東条地域小中一貫校の整備方針を決定するとともに、地域や学校関係者、保護者などで構成する東条地域小中一貫校開校準備委員会において、「地域に根ざした学校づくり」を目指し、開校に向けての準備を進めました。</p>

³ 「全国学力・学習状況調査」とは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析する調査のことをいう。小学校6年生、中学校3年生を対象にしている。

⁴ 「オープンスクール」とは、「開かれた学校づくり」の一環として、授業をはじめ、給食や掃除、部活動など、学校の教育活動のありのままの姿を、保護者や地域の人々に公開する取組をいう。

⁵ 「トライやる・ウィーク」とは、県内の公立中学校に通う中学2年生を対象に、1998（平成10）年度から実施している職場体験をいう。1週間、時間的・空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重したさまざまな体験活動を通して、「生きる力」の育成を図るもの。

⁶ 「A L T」とは、「Assistant Language Teacher」の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。

⁷ 「加東わくわく英語村」とは、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性等を身に付けさせるため、夏季休業中に、各中学校で実施しているA L Tとの活動を通して、英会話や異文化について学ぶ活動をいう。

⁸ 「かとう英語ライセンス制度」とは、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする本市独自の取組をいう。加東市「レッスンブック」を中学校授業や家庭学習で活用して力を付けるとともに、インタビューテストも含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して、英語力を評価し、学習の励みとするもの。

⁹ 「学習チューター」とは、児童・生徒に対する個別支援の充実のために、授業や補充学習を手伝う兵庫教育大学等の学生のこと。

¹⁰ 「加東スタディライフ」とは、児童・生徒の学習意欲に応えるため、長期休業中に、自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供する活動のこと。

¹¹ 「I C T」とは、「Information and Communication Technology」の略で、I T（情報技術）に、情報通信を表すCommunication（コミュニケーション）を加えたものをいう。

¹² 「電子黒板」とは、パソコンの画像をディスプレイに映し出し、文字や絵の書き込み、文字や画像の移動や拡大・縮小などができる機器をいう。

¹³ 「ネット見守り隊」とは、パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用したネットいじめや誹謗中傷、ネット犯罪から子どもを守る組織のことをいう。

■ 施策4 生涯学習¹⁴の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の成果を地域社会へ還元するとともに、社会教育関係団体をはじめ、地域活動の担い手の支援、育成に努めました。 ○公民館とコミュニティ施設の利用区分を明確にし、効率的・効果的な利用を進めました。また、公民館等の情報を積極的に広報紙に掲載するとともに、CATV¹⁵で発信しました。 ○図書館の月末の休館日を全て開館日とし、年末年始以外は、4館のうちいずれかの図書館は開館とするなど、利便性向上に取り組み、貸出冊数が増加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の学習拠点、コミュニティの場として、公民館やコミュニティ施設を安全で快適に使用できるよう整備するとともに、幅広い世代に向けた講座の開設や多分野にわたるサークル活動を通して、人材育成を推進しました。 ○図書館の利用を促進するため、学校や近隣市町と連携した取組などを行うことで、読書に親しむ人を増やすとともに、「図書館だより」の発行や広報紙、CATVなどでの情報発信により図書館の魅力を広く周知しました。

■ 施策5 スポーツ・レクリエーションの推進

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○市が実施するスポーツ事業をはじめ、体育協会¹⁶主催の体育大会を支援するなど、スポーツ事業の充実に取り組みました。 ○各種スポーツ団体主催の大会などを支援し、スポーツ団体の活動基盤強化に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様なスポーツ事業やスポーツ推進委員会と連携した市政出前講座¹⁷を実施し、健康・体力づくりと親睦を深める場を提供しました。 ○耐震化工事やAED¹⁸の設置などにより、社会体育施設を安全・安心に利用できるようにしました。

■ 施策6 青少年の育成

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○補導委員会、学校、PTA、保護司、警察など、関係機関による青少年健全育成懇談会を実施するとともに、学校、PTA、警察、兵庫教育大学、補導委員会など、関係機関による「ネット見守り隊」を設置し、活動を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ネット見守り隊」によるネット監視活動や啓発活動、研修会の実施などにより、非行の抑止及びインターネット上のトラブル防止につながりました。加えて、市内中学校において、ネット利用のルールをつくるなど、生徒が主体的に情報モラル¹⁹の向上に取り組みました。 ○「子ども見守り隊」による登下校の見守りや子どもたちへの声かけにより、登下校時の安全を確保するとともに、地域ぐるみで守るという意識を高めました。

¹⁴ 「生涯学習」とは、人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことをいう。

¹⁵ 「CATV」とは、「Cable Television」の略で、アンテナを用いずに、映像をケーブルで伝送する有線のテレビをいう。

¹⁶ 「体育協会」とは、市民の体力向上と健全な体育振興を図り、文化社会の建設に寄与することを目的とし、市民スポーツの振興及び市民の健康・体力・仲間づくりを図るとともに、各種目スポーツ競技力の向上と競技人口の拡大を図ることを目的として設立された団体をいう。

¹⁷ 「市政出前講座」とは、本市の事業や取組などの講座メニューの中から希望される講座について、市の職員が講師として地域に出向き講義や話をするをいう。

¹⁸ 「AED」とは、「Automated External Defibrillator」の略で、自動体外式除細動器のことであり、心室細動という不整脈を起こしている心臓に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みるための医療機器をいう。

¹⁹ 「情報モラル」とは、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度をいう。

政策Ⅱ「安全」人と自然が調和した 安全なまち

■施策1 豊かな自然の保全・活用

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○南山2号近隣公園を整備しました。 ○かとう自然がっこう（川の巻）の実施により、市民に水辺環境の再認識を啓発しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習を実施し、幼少期から身近な環境問題への関心を高めました。 ○企業の森づくり活動のボランティアを受け入れることで、里山の環境保全を推進しました。

■施策2 環境にやさしい暮らしづくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○従来からの自治会単位での道普請、溝普請²⁰に加えクリーンキャンペーンが実施されるなど、まちの美化・環境活動への意識が高まりました。また、河川環境美化整備事業を市内で一本化しました。 ○公共用水域の水質監視など、快適な生活環境を確保する体制づくりに取り組みました。 ○環境活動団体「加東工コ隊」を結成し、市民目線での環境教育などを普及啓発するとともに、かとう環境パートナーシップ²¹協定で賛同を得た事業所などと協働して、地球規模の環境問題に取り組める環境が整いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等の適正管理や活用を推進するため、空家等対策計画を策定しました。 ○公共施設への太陽光発電システムの設置やエコハウス設備²²の設置補助などにより、低炭素社会²³への転換を図りました。その一方で、一定規模以上の太陽光発電設備設置事業に対する届出を義務付け、良好な生活環境の確保に取り組みました。 ○市域のごみ処理一元化に向けた準備を進めました。

²⁰ 「道普請」とは、道をきれいにする共同作業を、「溝普請」とは、用水路や排水路などを地域住民で清掃することをいう。普請とは「普く請う（あまねくこつ）」、広く大衆に請い行うという意味。

²¹ 「パートナーシップ」とは、友好的な協力関係をいう。

²² 「エコハウス設備」とは、窓・ガラス、太陽熱利用システム、高効率給湯器、蓄電池など、家庭から排出される二酸化炭素の抑制及び環境への負荷の少ない省エネルギー、創エネルギー等の普及促進を図るために住宅に設置される設備をいう。

²³ 「低炭素社会」とは、二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会をいう。

■施策3 交通安全・防火体制の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○社市街地地区の歩車共存化²⁴事業を実施し、歩行帯を設けることで、誰もが安全で快適に移動できる交通空間を創出しました。また、市内小・中学校の通学路にも歩行帯を設け、児童・生徒の通学の安全に取り組みました。 ○消防施設・資機材の整備はもとより、職員が業務に必要な資格を取得するとともに、救命士研修など知識・技能の向上に努めました。また、潜水隊員5名を養成し、現場活動隊員を確保するなど、消防力を強化しました。 ○AEDの普及に伴い、事業所や各種団体からの要請に応じて、心肺蘇生法やAEDの取扱方法について講習しました。また、高規格救急車²⁵を2台更新し、救急・救命体制を充実・強化しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区からのカーブミラーの設置要望に適切に対応するとともに、通学路における防護柵・歩行帯を充実するなど、安全・安心な道路環境を確保しました。 ○自転車シミュレーター²⁶を導入・活用し、地域交通安全教室やイベントなどにおいて、交通安全意識の啓発に努めました。 ○北はりま消防組合と連携し、設備・資機材の整備や加東消防署の新庁舎建設などを進め、消防力のさらなる強化を図りました。 ○災害現場において、救急隊と医療機関の連携を強化することで、ドクターカーやドクターヘリによる早期医療介入が可能になりました。 ○地域防災力の充実・強化を図るため、消防団活動に必要な装備品を順次支給しました。

■施策4 災害に強いまちづくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○市内の過去最大の浸水被害を踏まえ、排水ポンプ積載車を導入するなど、防災・減災力を強化しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内全域への防災行政無線の整備をはじめ、ハザードマップの作成、避難所用のLPガス発電機の導入、非常用物資の備蓄など、防災基盤を充実しました。 ○他の自治体や民間企業と災害時における応援協定の締結を進め、災害対策の強化に努めました。 ○雨水排水路を、前期基本計画期間内に実施した天神・揖鹿谷地区に引き続き、社・梶原地区と北野地区において整備するとともに、安取雨水ポンプ場の整備工事に着手し、浸水被害対策の強化に努めました。 ○緊急遮断弁付耐震性貯水槽を2基整備し、有事の応急給水拠点を拡充しました。

■施策5 防犯体制の強化

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○かとう安全安心ネット²⁷での防犯情報の発信を充実しました。また、まちづくり防犯グループ²⁸と子ども見守り隊が連携して防犯活動に取り組む地域ができました。さらに、防犯協会は、啓発や催事の防犯活動だけでなく、青色防犯パトロール²⁹を開始しました。 ○消費者協会会員を対象に、寸劇などを通してさまざまな消費者情報を提供しました。また、消費生活相談は、月1回出張相談を実施するなど、相談しやすい環境づくりに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯の整備及び防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑制、安全・安心のまちづくりに努めました。 ○消費生活センターの周知や広報紙・市政出前講座などでの情報提供、くらしの安全・安心推進員による啓発活動など、消費者被害の未然防止に取り組みました。

²⁴ 「歩車共存化」とは、自動車の速度を抑制するために道路上にハンプを設置するなど、歩行者と自動車が共存できる工夫を施すことをいう。

²⁵ 「高規格救急車」とは、高度な救急救命処置を行うための器材を積載した救急自動車という。

²⁶ 「自転車シミュレーター」とは、自転車特有の危険性をシミュレーション体験できる装置をいう。

²⁷ 「かとう安全安心ネット」とは、災害警戒情報、避難情報、防犯情報や気象情報などの緊急情報を携帯電話のメールで通知するサービスをいう。平常時は、かとう安全安心ネットのホームページに防災や防犯啓発情報などを掲載している。

²⁸ 「まちづくり防犯グループ」とは、単位自治会の区域又は複数の単位自治会の区域（最大小学校区程度）を活動区域として、自主的に地域の安全まちづくり活動（パトロールなど）に取り組むグループをいう。

²⁹ 「青色防犯パトロール」とは、一定の要件を満たした市や地域団体が、自主的に青色回転灯を装着した自動車を用いて防犯のためのパトロールを行う取組をいう。

政策Ⅲ「安心」健やかで心がふれあう やさしいまち

■施策1 子育て支援の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健康診査費助成額を増額するとともに、妊産婦期からの心の健康対策に取り組みました。また、乳幼児期についても、5歳児発達相談事業、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を開始するなど、健康の保持とともに子どもが健やかに育つ環境づくりを進めました。 ○子育てしながら安心して働けるように、保育サービス（延長、一時預かり事業、休日保育等）を充実しました。 ○障害者生活支援センターを設置し、学齢期の子どもへの支援を充実しました。 ○要保護児童対策地域協議会³⁰の構成団体間の連携に努め、各機関の役割を明確化するとともに、虐待³¹防止キャンペーンにより啓発しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新生児聴覚検査費の助成に加え、妊娠・出産・子育て安心パートナーを配置し、妊娠期から出産・子育てへの切れ目のない支援を行いました。 ○「かとう和食の日³²」を定め、学校給食での和食の提供や講演会を通して和食を推進し、健康増進に取り組みました。 ○認定こども園³³へ計画的に移行するとともに、新設認定こども園の開園に向けた準備を進めました。また、病児病後児保育³⁴施設「かとおこ」を整備し、安心して子育て及び就労ができる環境を整えました。 ○子育て家庭の負担を軽減するため、3歳児から5歳児の保育料のうち、教育費相当額を助成するとともに、安心して必要な医療を受けることができるよう中学校卒業までの医療費を助成しました。 ○幼児期から就労に至るまで、保健、福祉、教育などの業務を集約し、総合的に支援する拠点施設、発達サポートセンター「はびあ」を開設し、発達に関するさまざまな相談に応じました。 ○赤ちゃんのいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や親のセルフケアと問題解決力の回復を図る「MY TREEペアレンツ・プログラム³⁵事業」など、支援の必要な家庭の早期発見、児童虐待の防止に努めました。

■施策2 健康づくりの充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○サンサンチャレンジ事業は、本市を代表する特徴的な事業として多くの参加を得るとともに、協賛店の拡大や市民ボランティアによる事業PRなどの協力により、市民全体の健康づくり運動へと進展しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の人の悩みに気づき、こころの健康を支える人材（ゲートキーパー）の育成を各種団体と連携して行い、「いのち」を大切に作る心の健康づくりを推進しました。 ○まちぐるみ総合健診において、慢性腎臓病対策検査や、胃ABC検査を追加するとともに、託児を行うファミリーデーを設けるなど、健診内容の充実や利便性の向上に取り組みました。 ○健康づくりを推進するリーダー（元気応援隊）を育成し、市民主体の健康づくりの取組を支援しました。元気応援隊はサンサンチャレンジ事業でも活動し、市民の健康づくりについて広く啓発しました。

³⁰ 「要保護児童対策地域協議会」とは、2004（平成16）年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を行うため、関係機関が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）をいう。

³¹ 「虐待」（児童虐待）とは、自分の保護下にある者に対して、暴力を振るったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為をいう。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の放棄、怠慢）などがある。

³² 「かとう和食の日」とは、記念日の制定やユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることから、11月24日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めたもの。

³³ 「認定こども園」とは、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもち、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設で、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できる。

³⁴ 「病児病後児保育」とは、病気（病気の回復期を含む。）などで、保育所等での集団生活が困難な児童を一時的に保育することをいう。

³⁵ 「MY TREEペアレンツ・プログラム」とは、養育者の子どもへの不適切な関わり（身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト）の改善と虐待行動の終止を目的とする心理教育プログラムをいう。

■施策3 高齢者保健福祉の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<p>○はり・灸・あんま・マッサージ施術費の助成は、利用者の減少を踏まえ所得制限を設けるとともに、助成額を半減しました。</p> <p>○市直営の介護予防³⁶事業により、地域で生活している参加者それぞれに適した支援を実施しました。</p> <p>○各種の生活支援事業を実施しました。</p> <p>○65歳から69歳、70歳から74歳、75歳以上、それぞれの年齢層に応じた制度に基づき、適正に医療給付を行いました。</p> <p>○単位老人クラブを中心に、社会奉仕、教養講座、健康増進など、さまざまな社会参加活動が実施されました。</p> <p>○介護保険サービス³⁷事業者が適正かつ良質なサービスを提供するために、監査指導を実施するとともに、介護報酬請求の適正化に取り組みました。</p> <p>○2006（平成18）年度に創設された地域密着型サービス³⁸が定着し、利用者が年々増加しました。また、さまざまな在宅サービスにおいては、必要量に対して供給量がほぼ確保されました。</p>	<p>○地域や民生児童委員³⁹、社会福祉協議会⁴⁰などと連携し、高齢者が元気でくらすよう、介護予防や生きがい、健康づくりを推進しました。</p> <p>○制度に基づき、対象者へ適切に医療費を助成し、必要な医療を受けやすい環境の確保に努めました。</p> <p>○ケアプラン⁴¹の点検を行うとともに、ケアマネージャー⁴²の研修や支援を通して、適切な介護サービスを提供しました。</p> <p>○地域包括支援センター⁴³を拠点とした総合的な支援や地域密着型サービス施設の整備など、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう取り組みました。</p> <p>○ケアホームかとうでは、関係機関との連携による利用者情報の共有やニーズへの対応に取り組むことで、利用者の増加につながりました。</p>

³⁶ 「介護予防」とは、要介護になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと。また、要介護状態であっても、それ以上悪化しないようにすることをいう。

³⁷ 「介護保険サービス」とは、要支援、要介護状態と認定した高齢者に対して提供する保険給付で、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、福祉用具貸与、介護保険施設サービスなどをいう。

³⁸ 「地域密着型サービス」とは、要介護認定者等が、住み慣れた地域で受ける介護サービスや介護予防サービスのことをいう。

³⁹ 「民生児童委員」とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う者をいう。社会福祉の増進に努めるとともに、地域の子どもたちが元気に安心してくらすように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

⁴⁰ 「社会福祉協議会」とは、社会福祉法を根拠に市町村等の一つ設置され、社会福祉を目的とする事業の企画や実施、住民参加の援助等を行う法人をいう。地域の社会福祉問題の解決や住民生活の向上を目的として、住民の代表と公私の福祉機関・団体により構成される。

⁴¹ 「ケアプラン」とは、要介護等認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議での専門家の協議により、利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関し作成する介護支援計画をいう。

⁴² 「ケアマネージャー」とは、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービス事業者との調整などを行う有資格者（介護支援専門員）をいう。

⁴³ 「地域包括支援センター」とは、地域の高齢者の心身の健康維持、保険・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中枢機関をいう。

■ 施策4 障害者・要援護者福祉の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者生活支援センターを設置し、相談支援体制を充実するとともに、発達障害者（児）療育⁴⁴等支援事業を委託するなど、療育事業を充実しました。 ○生活相談者の生活保護申請意思に対して、適切に対応しました。 ○ひとり親家庭に対して、専門的な相談機関を活用し、就労につながるよう支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話言語条例の制定や手話講座の開催等により、聴覚障害者の社会参加促進と市民の意識向上を図りました。 ○障害者就労施設等からの物品等の調達方針を制定し、調達に努めることで障害者等の経済面の自立を進めました。また、障害者生活支援センターと連携し、個々の障害者の適性に応じた就労支援を行いました。 ○関係部署・機関等と連携した生活困窮者等の総合相談窓口を設置し、適切な支援を行いました。 ○経済的に就学困難な児童・生徒の保護者へ学用品・給食費等の就学援助を行いました。 ○ひとり親家庭などの自立支援として、母子・父子自立支援員を配置し、相談支援体制を充実するとともに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を開始しました。

■ 施策5 医療の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険加入者の生活習慣病やメタボリックシンドローム⁴⁵の減少に向けて、特定健康診査⁴⁶の結果、特定保健指導⁴⁷が必要となった方を対象に、保健師や管理栄養士が、訪問指導を行いました。 ○国民健康保険加入者については、特定健康診査負担額の減額や、まちぐるみ健診でのがん検診（胃、肺、大腸）を無料化し、受診しやすい環境を整えました。また、レセプト点検⁴⁸などにより、医療費の適正化を推進するとともに、国民健康保険税収納率の向上に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常勤の産婦人科医や内科医を確保するとともに、近隣公立病院間の相互診療応援を行うなど、市内で不足する医療の確保に努めました。 ○市民病院を、「急性期機能⁴⁹を維持しつつ、回復期機能⁵⁰を強化することにより、急性期治療を終えた患者等の在宅復帰に向け支援する病院」として位置付け、地域包括ケア病棟⁵¹を開設しました。 ○病院事業に、地方公営企業法の全部を適用し、経営基盤の強化を図りました。 ○国民健康保険加入者に対して、人間ドック受診費用を助成し、健康増進及び医療費の適正化を図りました。

■ 施策6 地域保健・地域福祉の推進

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりのライフステージに応じた保健・医療・福祉の連携に取り組みました。 ○ボランティアの啓発や社会福祉協議会主催の「かとう福祉学校」の開催、震災ボランティアなどの人材が増加しました。また、ボランティア活動に対する認識も高まりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターのサブセンターを加東市民病院に配置し、密に連携を取ることで、効率的かつ効果的な運営を行いました。 ○民生児童委員やボランティア等と連携しながら、地域福祉活動⁵²を推進しました。

⁴⁴ 「療育」とは、言葉や身体機能など発達に遅れのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のことをいう。

⁴⁵ 「メタボリックシンドローム」とは、内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態をいう。

⁴⁶ 「特定健康診査」とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的とした健康診査をいう。国民健康保険や健康保険組合などが、40歳から74歳までの加入者を対象に実施する。

⁴⁷ 「特定保健指導」とは、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により、予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うことをいう。対象者が自分の健康状態を自覚し、自主的な取組を継続的に行うことができるよう、専門家（医師・保健師・管理栄養士等）がさまざまな働きかけやアドバイスを行う。

⁴⁸ 「レセプト点検」とは、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の診療報酬明細書に、不備や誤りがないかを確認する作業のことをいう。

⁴⁹ 「急性期機能」とは、状態が不安定であって、症状の観察などの医学的管理や、傷の処置などの治療を日常的に必要とする（急性期）患者に対し、その患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能をいう。

⁵⁰ 「回復期機能」とは、急性期治療を終えた患者に対し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能をいう。

⁵¹ 「地域包括ケア病棟」とは、急性期治療を終えた患者及び在宅療養を行っている患者等の受入や患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟をいう。

⁵² 「地域福祉活動」とは、市民のさまざまな生活課題を地域全体の問題として捉え、地域で考え、話し合い、協力して解決していく活動をいう。

政策Ⅳ「活力」魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち

■施策1 農業の高度化

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○集落営農⁵³組織や認定農業者⁵⁴が増加しました。 ○たい肥の散布事業などにより、有機農業を推進しました。 ○地域で生産された農産物等が地域の直売所で販売されるなど、地産地消に対する市民の意識が高まりました。 ○農業用水の安定的な確保と防災上の観点から、老朽ため池や水路を計画的に改修しました。 ○農地や農業用水路などの資源を保全するため、農地・水・環境保全向上対策⁵⁵に取り組む集落を支援しました。 ○有害鳥獣について、捕獲檻の設置及び捕獲活動を実施しました。 ○獣害防止の方法を周知するとともに、被害にあった地域で獣害防止を指導しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「加東市日本酒による乾杯を推進する条例」の制定や「山田錦乾杯まつり」の実施などにより、特産山田錦の振興やブランド力の向上に取り組みました。 ○農地中間管理事業⁵⁶を活用した農地の集積・集約や経営所得安定対策制度⁵⁷、中山間地域等直接支払制度⁵⁸の適切な運用により、農業経営の安定と営農活動を支援しました。 ○多面的機能支払交付金事業⁵⁹を活用した地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全などの取組を推進しました。 ○侵入防止柵の整備や猟友会への捕獲活動支援により、有害鳥獣対策を推進しました。 ○本市の農業振興のマスタープランとなる地域農業活性化ビジョンを策定しました。

■施策2 森林の保全・活用

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○環境や防災の観点から里山⁶⁰を、市民の「緑」に関する取組や子どもたちの自然体験学習の場として活用しました。（鴨川ひびきの森、やしろの森公園） ○北はりま森林組合に加入し、里山保全や緊急時の災害に対応できる体制づくりに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林管理巡視員による森林パトロールの実施により、山林火災や山地災害、違法な伐採や開発行為を未然に防ぎ、森林の保全を図りました。

⁵³ 「集落営農」とは、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について、共同で取り組む営農活動をいう。

⁵⁴ 「認定農業者」とは、市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示した目標に向け、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市がその計画を認定した農業者をいう。

⁵⁵ 「農地・水・環境保全向上対策」とは、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図るため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動を支援する取組をいう。

⁵⁶ 「農地中間管理事業」とは、担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う仕組みをいう。

⁵⁷ 「経営所得安定対策制度」とは、農家や農業法人などの農産物販売者に、米などの農産物の販売価格と生産コストの差額を補てんする制度をいう。

⁵⁸ 「中山間地域等直接支払制度」とは、平地から山間地にかけての傾斜が多く、農業に不利な地域において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通して、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る制度をいう。

⁵⁹ 「多面的機能支払交付金事業」とは、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための交付金を交付する事業をいう。

⁶⁰ 「里山」とは、集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、薪や炭、肥料を得るなど、生活に結びついていた森をいう。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動が行われている。

■ 施策3 地域産業の活性化

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○異業種間交流や、産学公人材イノベーション推進協議会⁶¹などを通じたさまざまな連携を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国道175・372号交差点周辺活性化基本計画を策定するとともに、やしろショッピングパークBioの既存ストック⁶²を活用した中心市街地の活性化やにぎわいの拠点づくりに向けた取組を進めました。 ○市内飲食店等の情報を掲載したグルメパスポートを発行し、利用を促進することで、地域商業の活性化を図りました。 ○地域の新たな交流の場として、児童館施設と集会施設等を兼ね備えた南山活性化支援施設「M i n a - K u r u（ミナクル）」を整備しました。 ○地域経済活性化基本計画に基づく施策を展開し、地域経済の活性化に寄与しました。

■ 施策4 新産業の創出

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○厳しい経済状況の中で、ひょうご東条ニュータウンインターパークを中心に、新たな企業進出が得られました。 ○滝野工業団地が完売しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業立地優遇制度の見直し・拡充により、企業の立地が促進され、ひょうご東条ニュータウンインターパークが完売しました。 ○新たな工業団地用地の確保に向け、企業の立地動向や意向調査、用地の適正について調査を行い、候補地を選定しました。 ○創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けたことで、商工会と連携して実施する創業支援事業の支援を受けた創業者が優遇措置を受けられるようになりました。

■ 施策5 観光産業の活性化

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○観光ボランティア⁶³を組織し、観光協会活動を活性化しました。 ○観光ネットワーク事業や「播磨の国宝巡り」などを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光協会やツーリズム⁶⁴協会、北播磨広域観光協議会や北播磨広域定住自立圏の関係市町等と連携し、観光資源の活用や広域的な情報発信を行いました。 ○キャラクターフェスティバル in かとうやたびーらSAKURA & SWEETS RIDE in かとうの開催、加東市最高峰の愛称命名など、本市のイメージアップや魅力の発信につながる新たな取組を展開しました。

■ 施策6 雇用対策の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援室による就労相談などを実施するとともに、積極的に企業を訪問し、就労機会や求人情報を把握しました。 ○女性や高齢者など、多様な勤労者の雇用・就労機会の拡大に向けて、ハローワーク西脇、北播磨県民局、商工会、企業会、福祉担当部署とのネットワークを強化しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援室において、就労相談、企業訪問など、求職者の就職支援及び職場定着支援を実施しました。

⁶¹ 「産学公人材イノベーション推進協議会」とは、兵庫県立大学や県内の経済団体、行政などが連携し、地域振興を進める組織をいう。

⁶² 「既存ストック」とは、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のことをいう。

⁶³ 「観光ボランティア」とは、観光客などに対して、観光地や施設についての案内や紹介などを行うこと、又はその人をいう。

⁶⁴ 「ツーリズム」とは、旅行、観光旅行、観光事業、観光案内事業の総称をいう。

政策Ⅴ「快適」暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち

■施策1 まち並みづくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情や役割にあった秩序ある土地利用を推進しました。 ○花や緑に親しみ、育てることを通して地域住民が交流する場として、緑化イベントを開催しました。 ○地域に合った花苗の植栽や沿道緑化活動により、四季折々の景色が楽しめる良好なまち並み形成に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社地域の商業活性化に向けた市街化の促進や南山地域における用途地域⁶⁵の見直しの検討、特別指定区域制度⁶⁶活用ガイドラインの作成による制度利用促進など、地域の実情に合った機能的な土地利用を推進しました。 ○天神東栲鹿谷地区地区計画⁶⁷の策定や建築協定⁶⁸の適切な運用などにより、良好な景観の保全や美しいまち並みの形成を図りました。 ○公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づき、修繕・更新を実施するとともに、アドプト⁶⁹事業を導入し、市民と協働で維持管理を行いました。

■施策2 良好な住環境づくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅高岡団地（4棟16戸）を整備しました。 ○区画整理事業を推進するとともに、市街化調整区域⁷⁰においては特別指定区域（地縁者住宅）を指定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅小元団地（8棟48戸）の建替事業に着手し、整備を進めました。 ○天神東栲鹿谷土地区画整理事業⁷¹の面的な整備が完了し、新たな宅地が造成されました。 ○耐震診断・耐震改修の促進や高齢者・障害者に対応した住環境整備の経費の助成などを通して、安全で安心な住宅づくりを推進しました。

■施策3 ユニバーサル社会⁷²づくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○社市街地地区をモデルケースとして、ユニバーサル社会づくり事業に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の歩車共存化、公園のトイレのバリアフリー⁷³化など、社市街地地区をはじめ、市内のユニバーサル社会づくりを推進しました。 ○小中学校や公民館、文化会館におけるトイレの洋式化やエレベータの設置など、バリアフリー化を進めました。

⁶⁵ 「用途地域」とは、都市計画法に定められた制度であり、地域ごとに建てられる建築物の種類や大きさを定めるもので、住居系や商業系、工業系を基とした12種類に分類される。

⁶⁶ 「特別指定区域制度」とは、人口減少による産業の衰退や、農地と宅地の混在といった土地利用の混乱など、市街化調整区域における課題に対応するために創設された制度をいう。

⁶⁷ 「地区計画」とは、都市計画法に定められた制度であり、地域住民を主体とし、その合意形成により、地域特性に応じたきめ細やかな建築物の制限を定めることができる計画。

⁶⁸ 「建築協定」とは、建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乗せする形で設けられる。建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街、工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により協定を結ぶ制度。

⁶⁹ 「アドプト」とは、地域住民や事業者などが、道路、公園、河川などの公共空間を管理し、維持していく活動をいう。

⁷⁰ 「市街化調整区域」とは、都市計画法により定められた都市計画区域の一つで、自然環境や農地などを保全するとともに、無秩序な開発を防ぐために、市街化を抑制すべき地域のこと。

⁷¹ 「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法により、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業のことをいう。

⁷² 「ユニバーサル社会」とは、年齢や性別、文化の違いに関わりなく、誰もが安心してくらす社会をいう。

⁷³ 「バリアフリー」とは、障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁を取り除くことをいう。段差など、物理面の障壁に限らず、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障壁の除去を含む。

■ 施策4 情報通信サービスの充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○地上デジタル放送に対応するとともに、地域に密着したさまざまな情報を発信しました。また、防災情報を適時放送しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○CATVの運営を、民間通信事業者との協業体制に切り替え、民間施設を利用した運営に転換することで、設備投資の軽減、情報提供の安定を図りました。 ○地域や学校と連携した市民参加型の番組づくりを行うとともに、警察・消防などの各行政機関の情報を多面的に扱うことで、情報サービスを充実しました。

■ 施策5 道路環境・ネットワークの充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○社市街地地区において、歩車共存化事業に取り組み、歩行帯を整備しました。 ○県道小野藍本線整備と歩調をあわせ、市道東条社線の整備や市道天神横谷線の整備を進めました。 ○交通渋滞の緩和、幹線道路間の連絡性の強化として、都市計画道路梶原幹線を整備しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路滝野梶原線において、全ての用地買収、物件移転補償契約が完了し、道路改良工事、滝見橋の架け替えを進めました。 ○市道赤山河高線において、通学児童の安全確保と利便性の向上を図るための整備を進めました。 ○生活に密着した道路の拡幅や通学路の歩行帯の整備を推進しました。 ○道路橋定期点検を実施するとともに、老朽化した橋梁を計画的に修繕し、長寿命化を図りました。

■ 施策6 公共交通機関などの整備

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通会議を設置し、生活交通の確保等について協議するとともに、持続可能な交通システムとして有効な自主運行バス⁷⁴の運行を、米田地区で開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利便性の向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すため、地域公共交通網形成計画を策定し、その取組を進めました。 ○鴨川地区において、自主運行バスの運行を開始しました。地域ぐるみで取り組むことにより、利用者数の増加につながりました。

■ 施策7 ライフライン⁷⁵などの充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○水道の安定的供給を達成し、給水原価を約10パーセント節減しました。 ○下水道について、安定的な水処理が達成できました。また、水洗化率の向上が図れました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前期基本計画期間に引き続き、事業運営の効率化による維持管理費の節減等により、給水原価をさらに約20パーセント減少させました。 ○機器の故障や漏水などによる緊急時に、より迅速な対応が可能となるよう、上下水道施設の集中監視システムを更新し、機能を強化しました。 ○下水道施設の長寿命化を進め、安定処理を行うとともに、水洗化の促進により、快適な生活環境の向上に努めました。 ○公共施設を中心に不明水⁷⁶調査を実施し、対策を進めました。

⁷⁴ 「自主運行バス」とは、バス事業者やタクシー事業者による十分な運送サービスが提供されない場合に、国の登録を受けて市町村やNPO法人等が自家用自動車で行う有償運送サービスをいう。

⁷⁵ 「ライフライン」とは、水道、電気、ガス、電話など、日常生活に不可欠な管や線で結ばれたシステムの総称。

⁷⁶ 「不明水」とは、雨天時に下水道管に流入する雨水などをいう。

政策VI「協働」多様なきずなが織りなす 協働のまち

■施策1 人権教育・啓発の充実

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○差別や偏見の解消をはじめ、人権施策の総合的推進に積極的に取り組みました。 ○あらゆる人が人権教育を受けられる環境を整備するとともに、研修などで得られた知識を活かせる環境づくりに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○互いに人権が尊重される差別のない社会を実現するため、市民との協働、関係機関との連携により、人権教育・啓発活動を推進しました。 ○男女共同参画市民会議を設置し、配偶者等暴力（DV）対策基本計画を含む男女共同参画プランの推進状況を検証しました。 ○配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV⁷⁷被害の相談・支援体制の充実を図りました。

■施策2 コミュニティづくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○市内全ての小・中学校区で「住民自治組織⁷⁸」が設立され、県の「県民交流広場事業⁷⁹」への支援や「まちづくり活動費補助金」の交付により、コミュニティの活性化とともに自主的な地域づくりが進められました。 ○地域に密着した防犯、防災、環境美化、ひとり暮らし老人等の要援護者⁸⁰救済などの諸課題に対して、地域と行政が協力しながら取り組み、地域における住民自治が進みました。 ○NPO法人⁸¹や団体などの公益市民組織のさまざまな活動に対して、「まちづくり活動費補助金」を交付し、団体等の積極的な活動を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館の建築・修繕に対する補助金制度を拡充し、地域コミュニティの促進を図りました。 ○まちづくり活動の補助メニューを拡充するとともに、活動団体相互の交流・発表・意見交換の場を設けるなど、市民の自発的な活動を推進しました。 ○輝く加東まちづくりコンソーシアム⁸²が中心となり、地域公共交通・公共施設適正化のフォーラムなどを開催し、市の重要課題について市民の理解を深め、今後の取組に活かすきっかけづくりとしました。

■施策3 市民主体・自立のまちづくり

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○市政懇談会の実施や公募委員の採用をはじめ、市民が参加、参画できる環境の整備を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市政懇談会やまちづくりタウンミーティングの開催など、多様な市民のニーズを市政に反映させるよう努めました。 ○小学校区単位に地域担当連絡調整員を配置し、市政情報を定期的に地域に提供するとともに、地域の意見や要望等を把握し、市政に反映しました。

■施策4 ボランティア活動の促進

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て応援ボランティアや介護予防・生活支援サポーターの養成をはじめ、観光協会や社会福祉協議会と連携し、観光ボランティアや福祉ボランティアの活動を支援しました。

⁷⁷ 「DV」とは、「Domestic Violence」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力をいう。

⁷⁸ 「住民自治組織」とは、一定の地域を基盤とし、自治会や町内会のほか、地域内の住民、NPO法人などの団体で構成された地縁による組織のことをいう。

⁷⁹ 「県民交流広場事業」とは、法人県民税の超過課税収入を活用した事業で、概ね小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」づくりと活動の充実を助成などにより支援するもの（県の事業）。

⁸⁰ 「要援護者」とは、重度の障害のある人やひとり暮らし高齢者など、日常において支援を必要とする人のことをいう。

⁸¹ 「NPO法人」とは、「Non Profit Organization」の略。市民が主体となって、社会的活動を行っている民間の非営利団体をいう。

⁸² 「コンソーシアム」とは、共同体、共同事業体のことをいう。特定の目的のために複数の企業等が集まって形成される。

政策Ⅶ「実現に向けて」まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営

■施策1 行財政の改革

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○第1次行財政改革（2006（平成18）年～2009（平成21）年）では、同種の事務事業の統廃合や定員管理（職員）の適正化など、一定の成果が得られました。さらに、第2次行財政改革（2010（平成22）年～2013（平成25）年）の取組を進めました。 ○滝野庁舎などの貸付けや普通財産の売却を進めました。 ○人事考課制度を導入し、職員の育成に取り組みました。 ○パブリックコメント⁸³制度の導入や審議会等の議事録の公開、監査意見書等の公開など、積極的な情報提供に努めました。 ○会議の公開に関する指針を策定し、傍聴機会の拡大などに取り組み、行政情報の公開を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり推進市民会議を設置し、事業の進捗状況を点検・評価、検証することで、市民との協働によるまちづくりを推進しました。 ○行財政改革推進計画、公共施設等総合管理計画を策定し、それらに基づく取組を進めることにより、健全財政の維持及び行政効率の向上をさらに推進しました。 ○認定こども園を新たに整備する嬉野公民研修所跡地の周辺民有地を取得し、災害発生時の避難地や緊急物資の集積拠点などにも活用できる公共広場の整備に向けた準備を進めました。 ○人口ビジョンとかとう未来総合戦略を策定し、働く世代住宅取得支援補助金や結婚新生活支援補助金の制度を創設するなど、人口の維持・増加に向けた施策を展開しました。 ○研修エントリ制度の導入や人事考課制度における対象者の拡充、職員採用試験方法の見直しなど、多様で有為な人材の育成・確保に努めました。 ○ホームページをリニューアルし、見やすさと使いやすさが向上しました。また、新たにSNS⁸⁴の運用を開始するなど、さまざまな媒体を活用し、積極的に情報発信しました。

■施策2 行政運営の推進

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎統合を決定し、整備に向けて作業を進めました。 ○導入当時は非公募であった公共施設の指定管理者について、全ての施設を公募により選定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新庁舎を整備するとともに、窓口ワンストップサービス⁸⁵の推進やコンシェルジュ⁸⁶の配置、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付など、市民サービスの向上を図りました。 ○電子自治体⁸⁷推進計画を策定し、電子自治体の実現に向けた取組を進めるとともに、マイナンバー制度の施行に対応できるセキュリティ強化、適切なシステム改修を行いました。 ○指定管理者制度⁸⁸の導入を進め、民間ノウハウの活用による利用者サービスの向上を図りました。 ○北播磨広域定住自立圏形成協定を締結し、加西市・西脇市・多可町と連携しながら、安全・安心で住みよい圏域づくりに向けた取組を進めました。

⁸³ 「パブリックコメント」とは、市民の参画と市民との協働の市政を推進することを目的として、市行政の全体又は各分野の施策展開に当たっての基本的な事項を定める計画等の策定の立案段階において、その趣旨、内容等を市民等に公表し、これらについて提出された具体的な意見を考慮して市が計画等を定めるとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

⁸⁴ 「SNS」とは、「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスをいう。

⁸⁵ 「ワンストップサービス」とは、ひとつの場所でさまざまなサービスを受けることができる場所・環境のことをいう。

⁸⁶ 「コンシェルジュ」とは、庁舎内の窓口を総合的に案内する者のことをいう。

⁸⁷ 「電子自治体」とは、高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどを利用してオンラインで市民に提供できる自治体をいう。オンラインによる申請などが可能になることにより、市民は時間・場所などの束縛を受けることなく、さまざまな申請を家庭にいながらに行うことができる。また、各自治体は、情報の電子化により、効率的な業務の遂行が可能になり、より便利で質の高いサービスを市民に提供することが可能になる。

⁸⁸ 「指定管理者制度」とは、公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人その他の団体に、包括的に代行させることができる制度をいう。

■ 施策3 財政基盤の確立

前期基本計画【2008（H20）～2012（H24）】	後期基本計画【2013（H25）～2017（H29）】
<p>○地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、2008（平成20）年度から財政健全化判断比率を算定し、公表しました。財政の健全運営に努め、財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率⁸⁹、将来負担比率⁹⁰）の各指標を改善しました。</p> <p>○市税等徴収員及び納税相談員設置事業により、徴収コストを意識した効率的な徴収体制を確立しました。また、県の個人住民税等整理回収チームの派遣を受けて、徴収技能及び徴収率の向上に取り組みました。</p> <p>○下水道事業会計の経常収支比率⁹¹を改善しました。</p>	<p>○普通交付税をはじめとする財政支援の終了後を見据え、臨時財政対策債の借入れの抑制と基金への積立を行い、体力のある財政基盤の確立に努めました。</p> <p>○現年度分の催告や分納履行監視、県や税理士からの技術的指導を蓄積・活用した総合的な取組により、市税の収納率が向上しました。</p> <p>○ふるさと納税制度⁹²の一層の活用に向けた利用環境の整備や企業等からの寄附を促進するふるさと応援活動支援交付金交付制度⁹³の創設などにより、財源確保を図るとともに、公益目的活動や地域活性化のための活動を市と協働で行う団体を支援しました。</p> <p>○水道施設の運転管理や窓口業務等の民間委託の推進をはじめとした経費節減に取り組み、水道事業会計、下水道事業会計とともに、経常収支比率が、前期基本計画期間からさらに改善しました。</p> <p>○水道料金や下水道使用料についても、滞納整理強化月間の設定や給水停止措置の強化などにより、収納率が向上しました。</p>

⁸⁹ 「実質公債費比率」とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。25パーセント以上になると早期健全化段階になり、財政状況の改善に向けた財政健全化計画を、35パーセント以上になると財政再生段階となり、地方債の発行などの制約を受けるとともに、財政再生計画を策定し、早期健全化基準を下回るよう取り組まなければならない。

⁹⁰ 「将来負担比率」とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。350パーセントを超えると早期健全化段階になり、財政状況の改善に向けた財政健全化計画を策定し、早期健全化基準を下回るよう取り組まなければならない。

⁹¹ 「経常収支比率」とは、経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）が経常収益（料金（使用料）収入など）でどの程度賄われているかを見る指標で、企業の財政状態の健全性を示すものである。100パーセント以上であれば単年度収支が黒字であることを意味する。

⁹² 「ふるさと納税制度」とは、居住地とは別の自治体に寄付すると、寄付額から一定額を差し引いた全額が住民税と所得税から減税される制度をいう。

⁹³ 「ふるさと応援活動支援交付金交付制度」とは、公益目的活動や地域活性化のための活動を市との協働で行っている団体（支援希望団体）を指定して、市に対する寄付金を原資として、支援希望団体を支援するために市が交付金を交付する制度をいう。

第3章 本市の魅力

まちづくり市民ワークショップや市民意識調査（アンケート）における市民の思いを踏まえて、本市の魅力を次のとおりまとめました。この魅力を維持することを基本としながら、子どもの教育や子育て環境、住環境、地域産業などについては、さらなる充実・発展を目指し、住みよいと実感できる、そして、住みたいと思ってもらえるまちづくりを進めていくことが重要になります。

1 人間力豊かな子どもを育てるまち

小中一貫教育の推進をはじめ、2015（平成27）年度において県下で整備率が第1位となった電子黒板などのICT関連機器を活用した教育や、実用英語技能検定料の全額助成、市独自の「かとう英語ライセンス制度」などによる英語教育の充実、また、障害の有無に関係なく、全ての子どもが地域の学校で学べるインクルーシブ教育⁹⁴の推進など、質の高い学校教育とともに、安全・安心で信頼される学校づくりを進めています。

写真等

2 子育てしやすいまち

全ての子どもに等しく質の高い就学前教育・保育を提供するため、保護者の就労状況に関わりなく利用できる「認定こども園」を普及させるとともに、幼児教育費相当額を無償化しています。また、病児病後児保育やアフタースクールの充実をはじめ、児童館等における多種多様で活発な活動の展開、中学3年生までの子どもの医療費全額助成など、子育てしやすい環境が整っています。

写真等

3 人や地域の絆が強い温かなまち

優しく温かで、おもてなしの心を兼ね備えた市民気質があり、また、まちづくり協議会や地区（自治会）が中心となって、地域のコミュニティ増進や自発的かつ自立的な地域づくりが進められており、その中で温かい心が育まれ、人と人、人と地域、地域と地域のつながり、「絆」が醸成されています。

写真等

⁹⁴ 「インクルーシブ教育」とは、身体障害や知的障害などの有無に関係なく、誰でも地域の学校で学べるようにする教育のこと。

4 国宝などの重要な文化財があるまち

西国25番札所御嶽山播州清水寺、国宝の鹿野山朝光寺本堂、国指定重要文化財の若宮八幡宮本殿や上鴨川住吉神社本殿のほか、五峰山光明寺など、多くの歴史的な建造物があり、また、国指定重要無形民俗文化財上鴨川住吉神社神事舞などの多くの民俗芸能や、佐保神社秋の大祭をはじめ、地域の太鼓屋台、獅子舞などの伝統が継承されています。

写真等

5 豊かな自然がひろがるまち

のどかな田園環境、加古川や東条川などの自然資源のほか、兵庫県立播磨中央公園、兵庫県立やしろの森公園、東条湖や三草山をはじめとする清水東条湖立杭県立自然公園、闘竜灘や東条川疏水、多くのため池などがあり、水と緑豊かな自然環境に包まれるとともに、水生や陸生の動植物など、多様な生物の生息空間となっています。

写真等

6 学び・くらしの施設が充実したまち

国立大学法人兵庫教育大学、兵庫県立社高等学校、中学校、小学校などの教育施設が充実し、県中部における学びの中心地となっています。また、文化会館、公民館、図書館、体育館、グラウンドなどの生涯学習施設も充実しており、市民主体の多様な活動が展開されています。さらに、神戸地方法務局社支局や神戸地方検察庁社支部、社税務署、神戸地方裁判所社支部、神戸家庭裁判所社支部、社簡易裁判所、兵庫県北播磨県民局、兵庫県立嬉野台生涯教育センターなど、国や県の学びやくらしに関する施設が集積しています。

写真等

7 住み慣れた地域で元気にさせるまち

高齢者などを地域全体で支え合う体制づくりをはじめ、近畿地方で一番早く制定した手話言語条例を基に、手話の普及促進を図っています。また、「かとう和食の日」など、あらゆる機会を通じた食育⁹⁵の推進や、健康診断の受診、運動の習慣化などによる生活習慣病予防や健康増進に積極的に取り組んでいます。

写真等

8 地域産業が盛んなまち

国内生産量の約9割を誇る釣り針「播州針」や鯉のぼり「播州鯉」、雛人形など、江戸時代から明治にかけて始められた多くの伝統的な地場産業や、全国屈指の品質を誇る酒造好適米「山田錦」、やしろの桃、ぶどう、播磨やしろ茶、滝野なす、東条産山の芋などの特産品があります。

また、工業団地を中心に、多くの企業が操業しており、県下上位の製造品出荷額等を誇ります。

写真等

9 「ひと」が交流するまち

企業、国立大学法人兵庫教育大学や播磨看護専門学校などの立地により、近隣市町からの通勤・通学者の流入が多く、昼間人口が夜間人口を上回っています。また、数の多さで全国上位のゴルフ場をはじめ、兵庫県立播磨中央公園、滝野温泉ぽかぽ、東条温泉とどろき荘、道の駅とうじょう、東条湖おもちゃ王国などの観光・レジャー施設の立地に加え、さまざまなイベントの開催により、市外から多くの人々が訪れています。さらに、アメリカ合衆国ワシントン州オリンピア市との姉妹都市交流により、市民の国際理解が進んでいます。

写真等

⁹⁵ 「食育」とは、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいう。

10 防災・減災対策を積極的に進めるまち

過去の事象から比較的災害の少ない地域という市民認識もありますが、万一の災害に備えた消防団、自主防災組織等の積極的な活動や、河川改修、雨水排水施設や防災行政無線の整備など、地域の実情に応じた安全・安心施策の重点的な推進により、本市の総合的な防災・減災力が高まっています。

写真等

11 快適で住みよいまち

地域との協働により、豊かな自然環境や歴史的・文化的環境が保全され、地域の特性を活かした良好な景観や美しいまち並みが形成されています。また、株式会社東洋経済新報社発表の「住みよさランキング2017」では、県内第2位、特に、快適度では県内第1位、全国第14位となるなど、本市の住みよさが、さまざまなランキングにおいて高い評価を得ています。

写真等

12 広域交通に優れたまち

東西に中国縦貫自動車道と国道372号、南北に国道175号が走り、さらに主要県道がつながるなど、広域的な道路ネットワークが形成されています。また、中国縦貫自動車道の滝野社インターチェンジとひょうご東条インターチェンジがあり、JR加古川線が通るなど、京阪神への交通アクセスが良好で、産業面においても大きな効果をもたらしています。

写真等

第4章 本市を取り巻く社会潮流

社会潮流は、まちづくりにおいて考慮すべき非常に重要な要素であり、その動きを見据えながら進めていく必要があります。また、今後、計画期間中においても新たな動きや変化が生じる可能性があることから、常にその動きや変化を捉えながら、施策を展開していくことが重要になります。

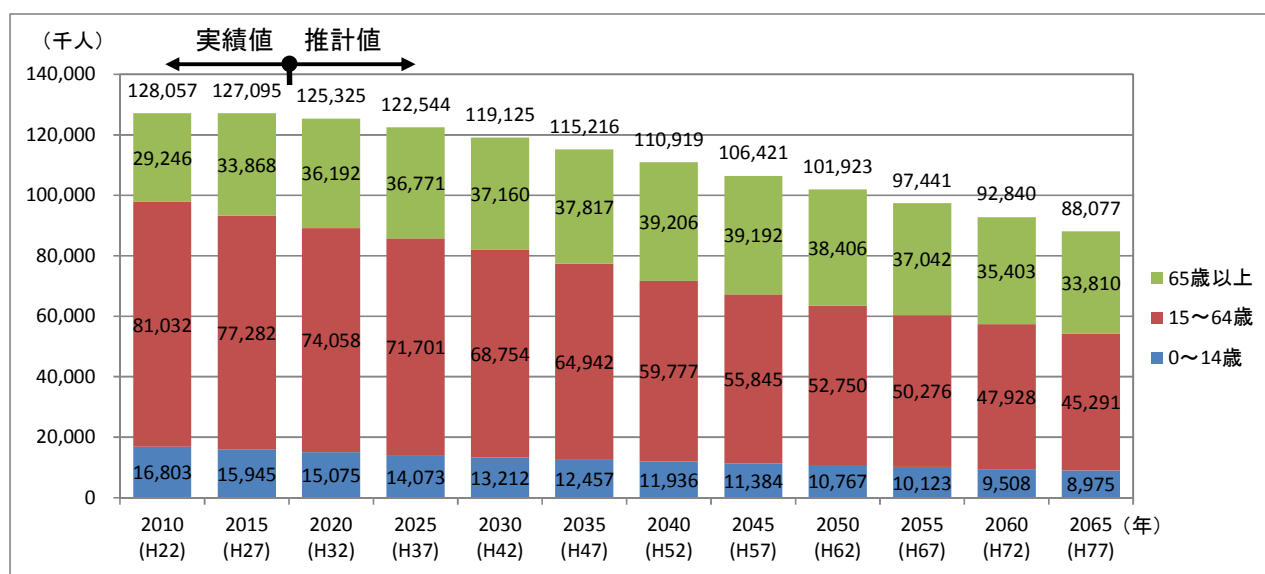
1 少子高齢化や人口減少社会の進行

【全国の動向】

我が国における人口減少は、今後、加速度的に進むことが見込まれています。また、引き続き合計特殊出生率が低く推移し、高齢化率が上昇することによる少子高齢化の進行とともに、東京圏に人口が集中し、地方との人口格差がさらに広がることが予測されています。

これらの課題に立ち向かうため、国においては、人づくり革命と生産性革命の実現に向けた取組などが、その土台となる「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の推進とともに重点的に進められています。

◆日本の将来推計人口◆



※年代別人口の合計と人口総数は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

※2010（平成22）年の合計値は、年齢不詳分を含んでいます。また、2015（平成27）年の年代別人口は、「2015（平成27）年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）（総務省）」の数値です。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（日本の将来推計人口（2017（平成29）年推計）中位推計⁹⁶）

⁹⁶ 「中位推計」とは、日本の将来推計人口では、将来の出生推移・死亡推移について、それぞれ中位、高位、低位の3仮定を設け、それらの組み合わせにより9通りの推計を行っており、そのうちの仮定をいずれも中位とした推計をいう。

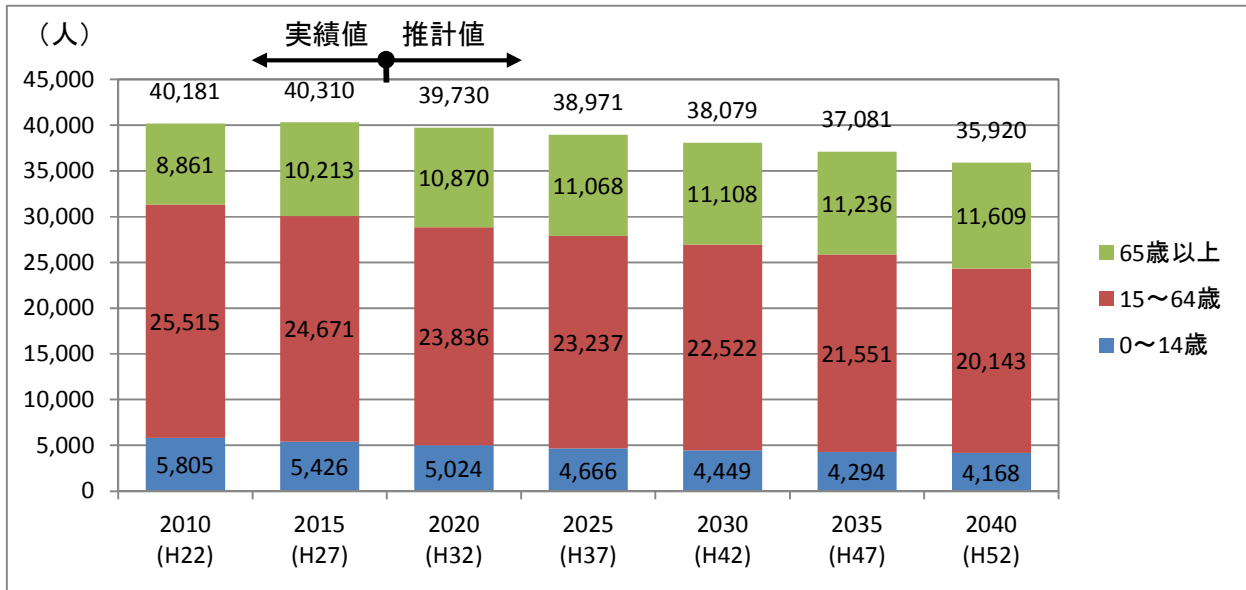
【本市の動向】

本市は、2015（平成27）年国勢調査において、人口減少となる自治体が多い中、幸いにも人口増加となりましたが、今後、少子高齢化や人口減少社会の進行により、本市においても人口減少期に入り、まちの活力を担う生産年齢人口⁹⁷が減少し、人口構造が大きく変化することが予測されます。そのため、未来を支えるひとづくりやまちの元気づくりとあわせて、人口維持に向けた施策の推進が重要になります。

また、市民の日常生活における自動車交通の果たす役割は大きく、高齢化の進行によって、自家用車で移動できなくなる人が増加することが予想されることから、今後のさまざまなまちづくり施策の展開においては、交通弱者への対応が一つの課題になります。

加えて、今後、地方交付税が減額され、市税の増収を見込むこともできない状況です。そのような中、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年以降の社会保障費のさらなる増加や、都市基盤や公共施設の老朽化に伴う維持管理コスト増などが予測されることから、より一層健全な財政運営を行っていく必要があります。

◆加東市の将来推計人口◆



※2015（平成27）年の年代別人口は、「2015（平成27）年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）（総務省）」の数値です。

資料：国勢調査、加東市（国立社会保障・人口問題研究所推計手法準拠による推計）

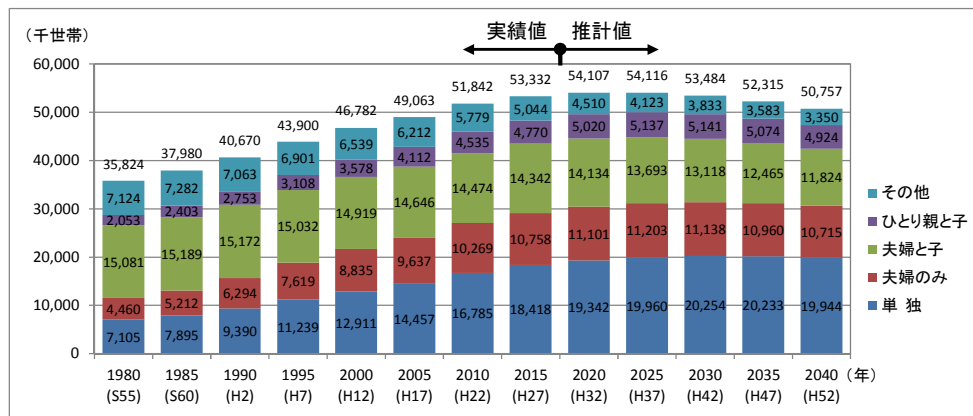
⁹⁷ 「生産年齢人口」とは、年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口をいう。

2 ライフスタイルや価値観の多様化と地域コミュニティの希薄化

【全国の動向】

単身世帯や高齢者世帯の増加、プライバシー保護の厳格化や少子化、核家族化の進行、女性の社会進出の増加などによる家庭環境や社会環境の変化により、ライフスタイルの多様化とともに、価値観やニーズも多種多様になっており、個人の意識も、「ワーク・ライフ・バランス⁹⁸」など、量から質を求める方向へと変化しています。このような状況の中、価値観などの多様性を受け入れ、全ての人々が参加・参画し、能力を最大限に発揮することができるダイバーシティ⁹⁹ & インクルージョン¹⁰⁰の考え方による社会づくりが求められています。また、「無縁社会」といわれるような人と人とのつながりの薄れや孤立が深刻化しており、地域福祉や環境美化、防犯、災害時の支援活動などにおいて、重要な役割を担う地区（自治会）などにおいても、加入率が低下する傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

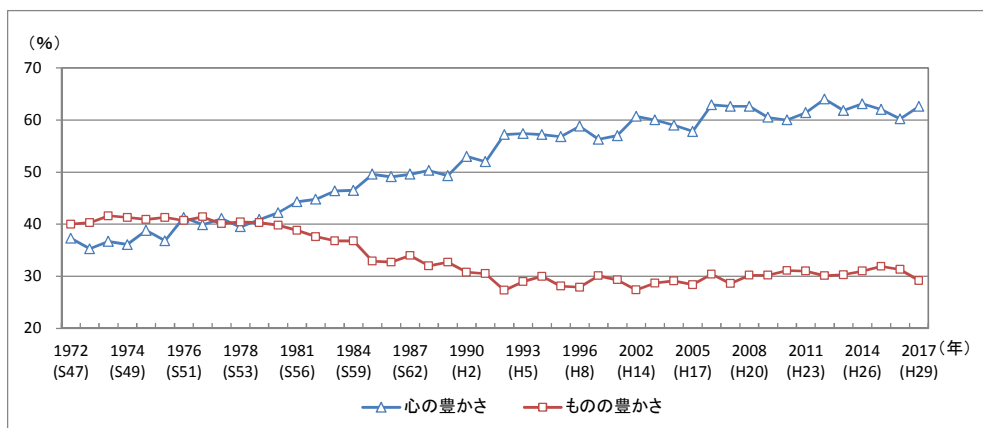
◆日本の一般世帯数の推移と将来推計◆



※類型別世帯数の合計と世帯総数は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2018（平成30）年推計）

◆これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか（時系列）◆



資料：内閣府（国民生活に関する世論調査（2017（平成29）年）

⁹⁸ 「ワーク・ライフ・バランス」とは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活、人生の各段階などにおいて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活が調和した状態をいう。

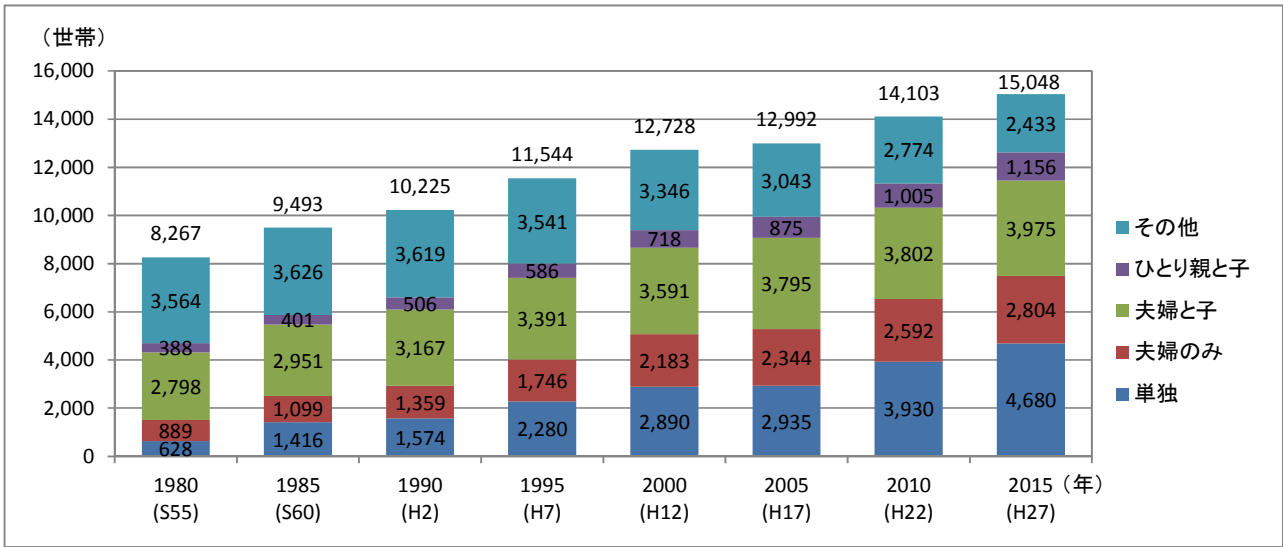
⁹⁹ 「ダイバーシティ」とは、「多様性」のことで、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをいう。

¹⁰⁰ 「インクルージョン」とは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念をいう。

【本市の動向】

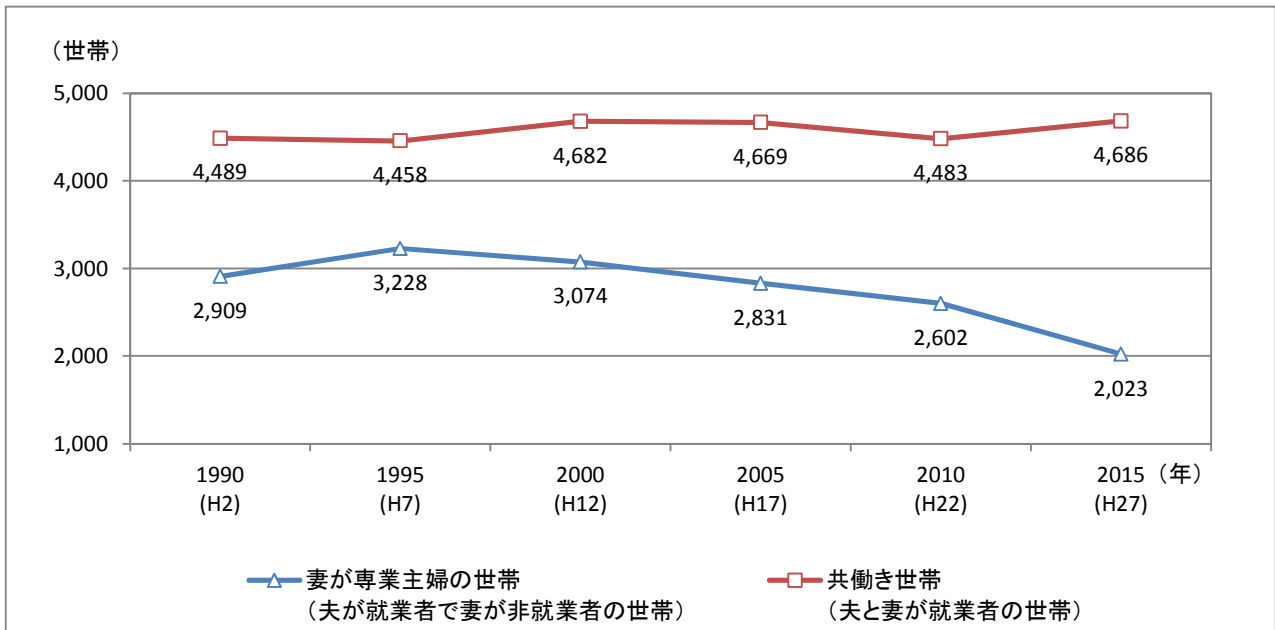
本市においても、単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加などに伴い、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいると考えられます。また、地区（自治会）加入率は、依然として高いレベルを保っているものの、今後、低下していくことが懸念されます。生活態様に関係なく、自分らしく生活し、知識や経験を活かして自己実現できる環境づくりとともに、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が変化する中で、子どもを安心して生み育てることができるよう社会全体で支援していく必要性が高まっています。また、地域福祉や防災・減災、防犯などにおける地域コミュニティの重要性についての市民一人ひとりの認識や地域への帰属意識を醸成し、つながりを大切にする温もりのある地域コミュニティを維持するとともに、活発な市民活動を育成していくことが重要になります。

◆加東市の一般世帯数の推移◆



資料：国勢調査

◆加東市の専業主婦世帯、共働き世帯数の推移◆



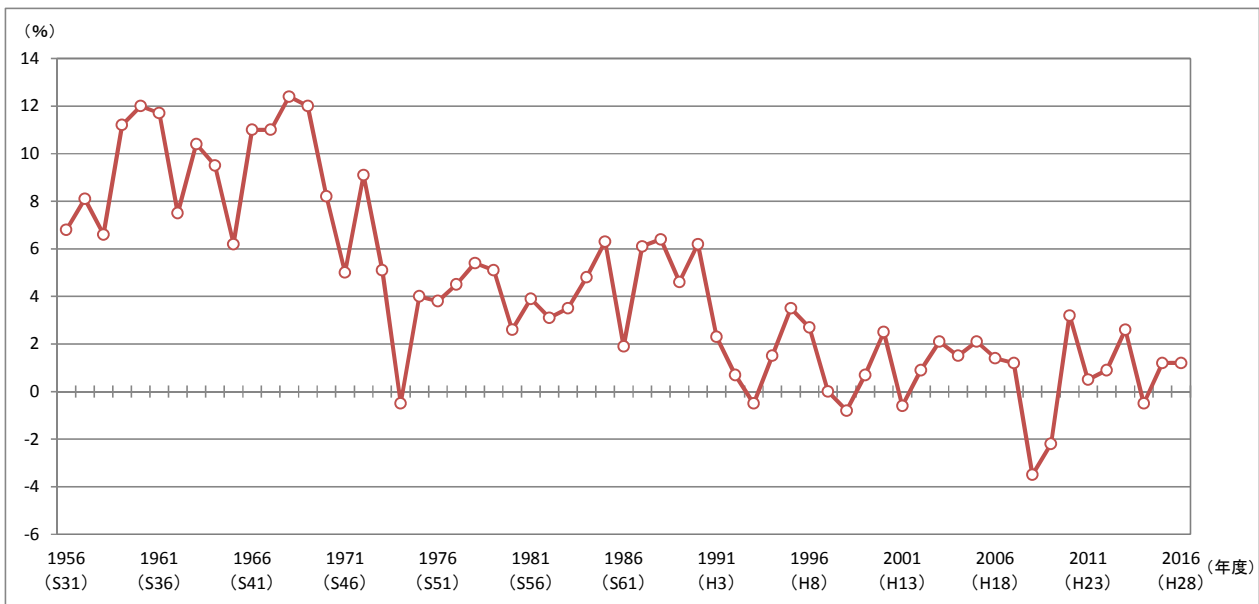
資料：国勢調査

3 産業経済と雇用環境の変化

【全国の動向】

我が国の経済動向は、一部では景気回復の兆しが見えるものの、将来の経済動向は、依然として不透明な状況であり、地方においては、まだまだ目に見える形として生活に結びつくところまでは改善されていない状況といえます。また、I o T¹⁰¹やA I（人工知能）などの新技術を活用する第4次産業革命¹⁰²と呼ばれる時代の到来に加え、国において生産性革命の実現に向けた取組が重点的に進められており、今後、産業構造や雇用環境などが大きく変化することが予想されています。一方で、地域経済活性化の新しい手法であるコミュニティビジネス¹⁰³が、全国的に広まりつつあります。

◆実質GDP¹⁰⁴成長率の推移◆



資料：内閣府（2017（平成29）年度 年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）長期経済統計）

¹⁰¹ 「I o T」とは、コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、さまざまな物に通信機能を持たせ、インターネットを通して相互に通信することにより、自動認識、自動制御などを行う技術をいう。

¹⁰² 「第4次産業革命」とは、新たな産業高度化の概念で、製造業などにおいて、I o TやA I（人工知能）などを活用し、自律・自動的かつ効率的に、製造工程や品質の管理を進めるなど、産業の高度化を目指す方向への動き（変化）をいう。

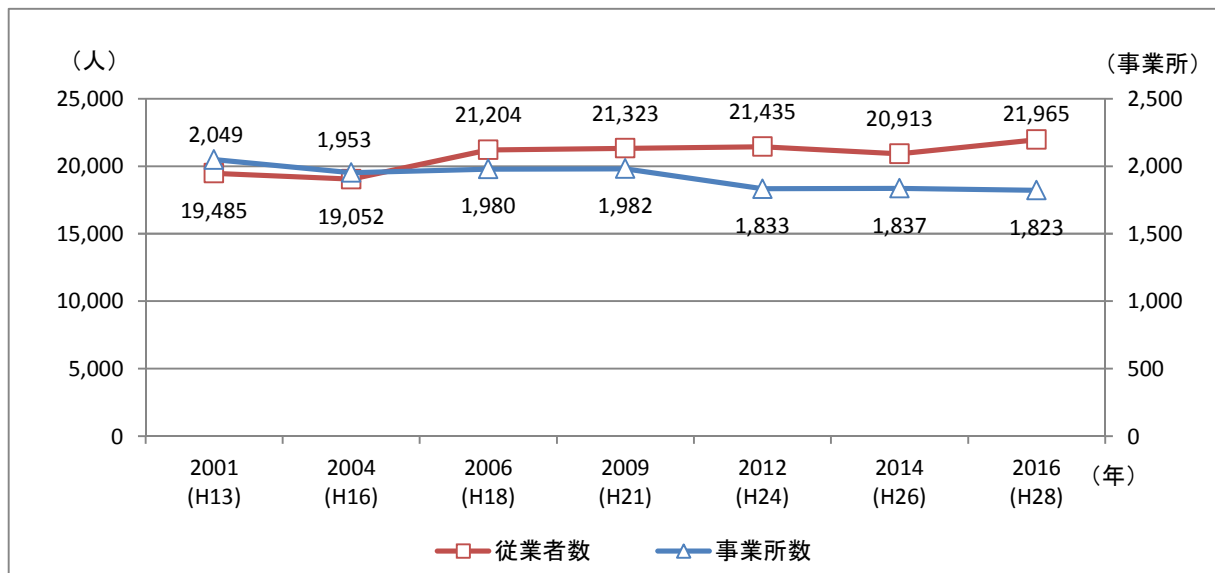
¹⁰³ 「コミュニティビジネス」とは、地域が抱える課題を、地域資源を活かしながら、ビジネス的な手法で解決しようとする事業をいう。

¹⁰⁴ 「実質GDP」とは、生産面で捉えた国民所得（付加価値額）のことで、一定期間内に生産された財貨・サービス（産出額）から原材料として使用された財貨・サービス（中間投入額）を差し引いたものをGDPといい、物価の変動による影響を取り除き、その年に生産された財の本当の価値を算出したものを実質GDPという。

【本市の動向】

本市の従業者数や事業所数は概ね横ばいで推移していますが、有効求人倍率から見ると、雇用情勢はやや回復傾向にあるといえます。しかしながら、まだまだ経済の好循環が確立されているという状況ではないことから、地域創生における取組をはじめ、雇用の確保や創業支援など、地域産業、経済の活性化に向けた取組をより一層推進し、まちの好循環を創出していくことが重要になります。

◆加東市の従業者数・事業所数（民営事業所）の推移◆



※ 2016（平成28）年の従業者数・事業所数は、2016（平成28）年経済センサスー活動調査の速報集計の数値です。

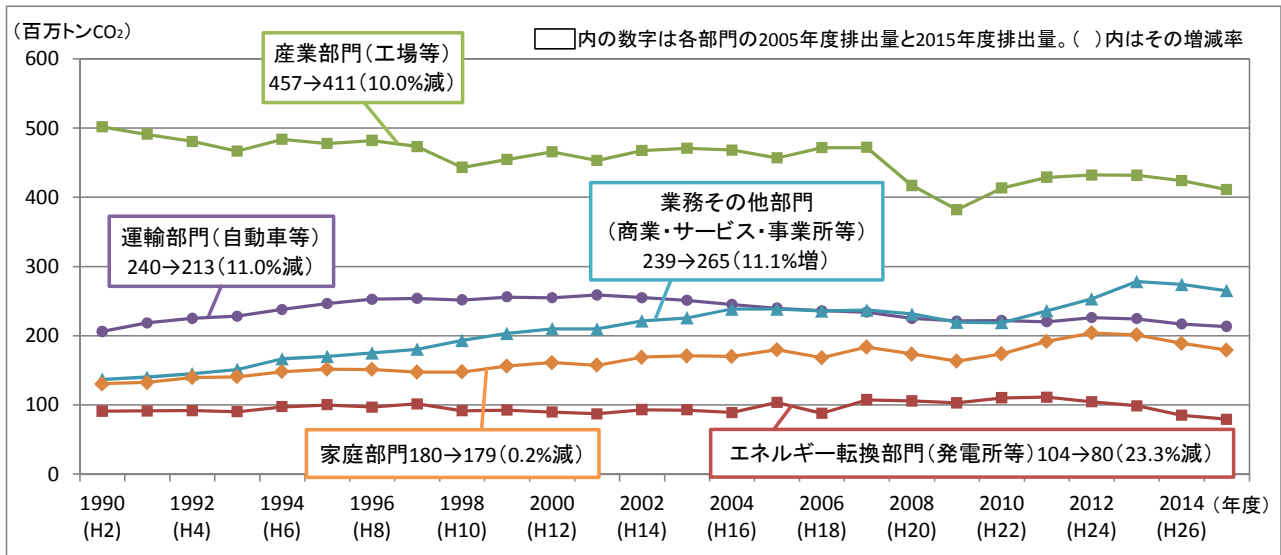
資料：経済産業省（経済センサス、事業所・企業統計調査）

4 持続可能な循環型社会への対応

【全国の動向】

温室効果ガスの排出量増加による地球規模の温暖化が大きな環境問題となっており、異常気象の増加、自然生態系や人間社会への悪影響が懸念されています。この問題は、社会経済活動や日常生活など、人為的な活動によるところが大きく、温室効果ガスの持続的な排出量抑制とともに、ごみの減量化や再資源化、再生可能エネルギーの活用などによる、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

◆日本の部門別二酸化炭素排出量の推移◆

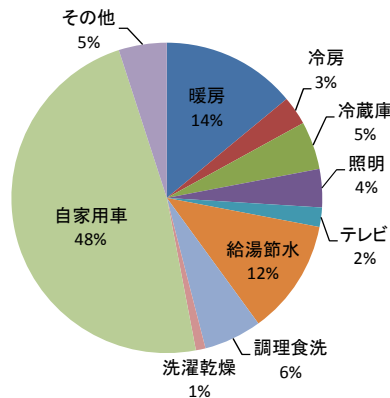


資料：環境省（温室効果ガス排出量の算定結果）

【本市の動向】

本市においては、これまでの取組により、ごみの減量化において一定の成果を挙げていますが、市民意識調査（アンケート）では、省エネを意識する市民の割合がやや減少傾向にあります。また、本市の地域性から、温室効果ガスの排出に大きく影響する自家用車による移動が中心となっています。地球環境の保全に向けて、環境教育や環境学習などを通して、市民意識の醸成やエコドライブの推進などの環境に配慮した主体的な取組を促進するとともに、ごみの減量化や再資源化などを一層推進し、環境負荷の少ない持続可能な地域社会を実現することが重要になっています。

◆加東市の「うちエコ診断」受診世帯における分野別二酸化炭素推定排出量の割合（診断実施前）◆



資料：公益財団法人ひょうご環境創造協会（2016（平成28）年度兵庫県うちエコ診断事業データの分析による）

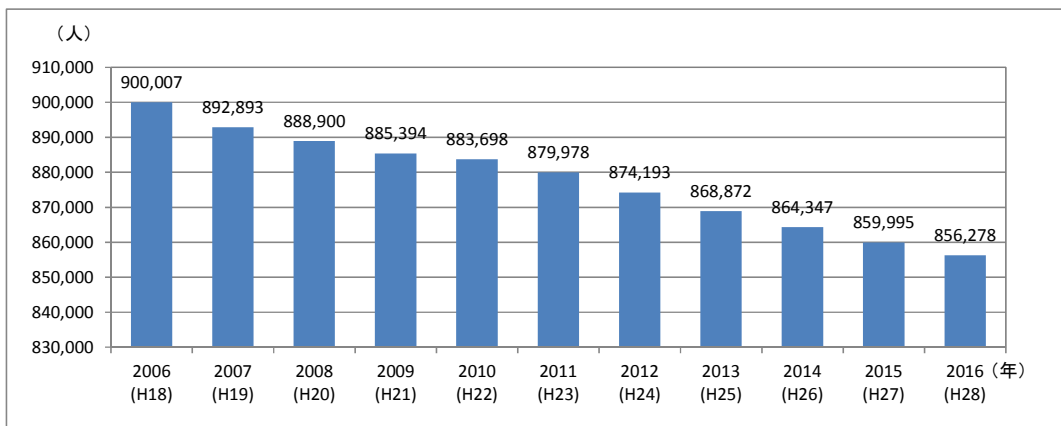
5 安全・安心がより重視される時代

【全国の動向】

未曾有の被害をもたらした東日本大震災後、政府は「国土強靱化」を掲げ、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムづくりを進めています。また、2016（平成28）年の熊本地震をはじめ、日本全国において多発する災害により、国民の防災に対する関心は一層強いものとなっていますが、一方で、地域防災力の中核となる消防団員の減少が大きな課題となっています。

さらに、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺被害やサイバー犯罪被害の拡大など、国民生活を脅かす犯罪が多く発生しており、地域コミュニティの主体的な活動を含め、ソフト・ハードを組み合わせた安全・安心のまちづくりの重要性がますます高まっています。

◆全国の消防団員数の推移◆

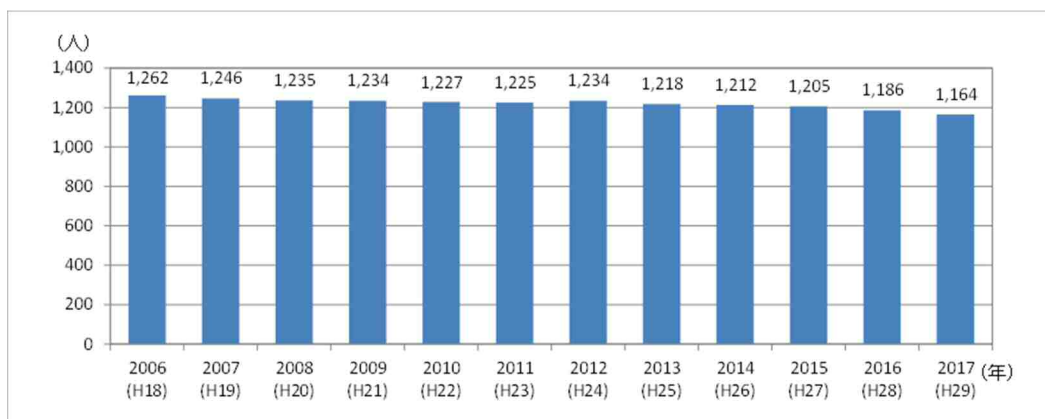


資料：総務省（消防庁 HP「消防団データ集」）

【本市の動向】

本市は、比較的災害が少ないまちという市民認識がある一方で、市民意識調査（アンケート）では防災対策や防犯対策が重要性の高い施策となるなど、安全・安心を求める市民ニーズは高くなっています。また、本市においても消防団員の減少が大きな課題となっており、防災・防犯対策の充実とともに、地域の防災力や防犯力の維持・向上に取り組んでいく必要があります。

◆加東市の消防団員数の推移◆



※定員は、1,269人です。

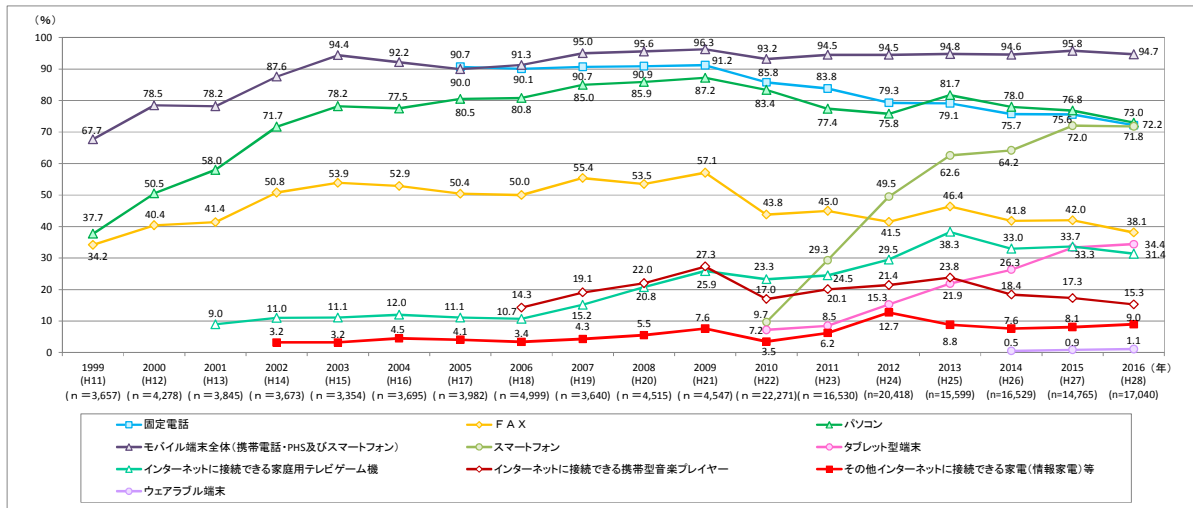
資料：加東市統計書

6 高度情報化社会の進展

【全国の動向】

I C Tの急速な進化により、スマートフォンの普及とともに、S N Sなどの多種多様なサービスが国民生活に深く浸透しています。一方で、個人情報流出やコンピュータウイルスの侵入などによる危険性が高まっており、セキュリティ対策が課題となっています。また、全国的に学校教育へのI C Tの導入が進んでおり、教育の情報化が推進されています。

◆日本の主な情報通信機器の保有状況（世帯）の推移◆



※「モバイル端末全体」には、携帯電話・PHSと、2009（平成21）年から2012（平成24）年までは携帯情報端末（PDA）、2010（平成22）年以降はスマートフォンを含みます。

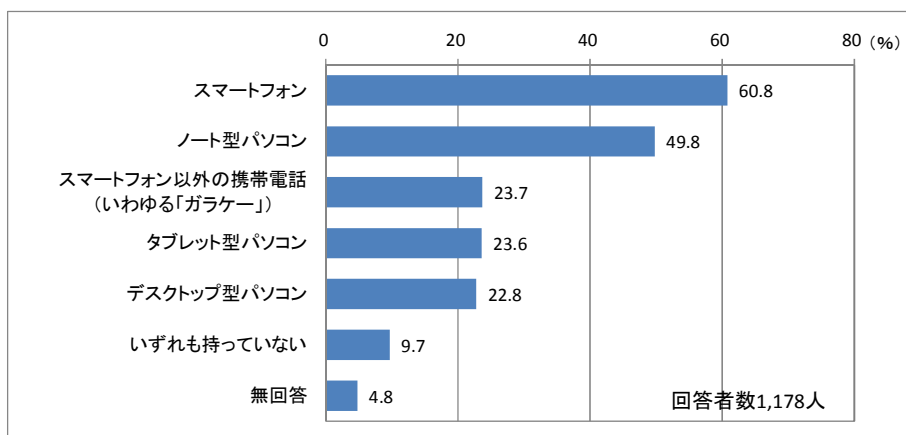
※「スマートフォン」は、「モバイル端末全体」の内数です。

資料：総務省（2016（平成28）年通信利用動向調査）

【本市の動向】

市民意識調査（アンケート）では、約9割の市民が何らかの情報通信機器を保有しているという結果となっています。時代の流れや市民ニーズの変化を的確に捉えながら、I C Tの一層の利活用により、行政のあらゆる分野において、市民の利便性向上や市民サービスの充実、行政事務の簡素化や効率化を図るため、電子自治体を推進していく必要があります。

◆加東市の情報通信機器の保有状況◆



資料：加東市（第2次加東市総合計画に関するアンケート結果）

第5章 まちづくりに関する意見・提案

1 まちづくり市民ワークショップ

まちづくり市民ワークショップでは、本市の魅力、良いところ、良くないところを踏まえて、10年後のまちの将来像やまちの将来像を実現するために市民ができることなどについて、次のような意見が示されました。

(1) まちの将来像

その1

『笑顔で「おはよー」いえるまち』

- 笑顔は、健康、元気など、人の幸せな姿を象徴
- 「おはよー」は、人と人とのつながりやコミュニティが明るくすがすがしい様子を象徴
- 誰もが笑顔で過ごせるまち
- 「おはよー」が聞こえるまち

その2

『住んで良かったまち』

- 「住んで良かった」を広める
- いろいろなことがつながるまち
- ゆとりのある生活ができるまち

その3

『魅力を知って、愛着のもてるまち』(魅力)
『自発的なチャレンジができるまち』(自発)
『家族を育むまち』(家族)

- 魅力…市民が誇りをもてる、歴史を知る
- 自発…個人の力が活かせる、やる気があるまち
- 家族…家族みんなを育み、大切にするまち
- ソフトを進めるためのハード整備も必要

(2) 将来像実現のための視点

①「ひとづくり」の視点	②「くらしづくり」の視点	③「まちづくり」の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○地域文化を大切にするまち ○市民への歴史や産業の情報発信 ○一人ひとりを大切にする小学校教育 ○あいさつの大切さを教える小・中学校教育 ○加東市の魅力、文化、産業に関する教育 ○生涯スポーツを楽しむことができるまち ○自分の時間が楽しめ、時間がゆっくりと流れていくまち ○自分のことばかりでなく、他人を助けることができるゆとりのある人材の育成 ○イベント・行事の支援や参加への声かけ運動 ○サークル活動への参加やワークショップの開催 ○新しい人や意見を受け入れる仕組み（親しみやすいまち） ○地域やご近所同士の交流・つながりがあるまち ○あいさつや声のかけあいが育むまち（交流や助け合い、安心・安全づくり） ○あたたかい人間関係、家族の和、地域の和のあるコミュニティづくり ○自発的な活動（チャレンジ）ができ、一人ひとりが成長し、地域が成長するまち ○地域リーダー・後継者の育成 ○同窓会の応援 ○ノウハウや技術、やる気をもった人とそれを必要とする人の出会いの仕組みづくり ○市民主体のイベントの開催・活性化（魅力発見・発掘イベント等） ○ボランティアガイド、スポーツボランティアの育成 ○育児が低コスト、低リスクでできるまち ○出会いを重視し、街コンでカップルになって結婚した人に家をプレゼント 	<ul style="list-style-type: none"> ○山田錦を活用した新たな展開（PR戦略、新しい取組をする企業の支援） ○農作物等のブランド化（有機栽培による野菜づくり、「伝の助うどん」の売込み等） ○新しいことを始める人をサポートする創業特区のような加東市ならではの制度づくり ○観光産業、観光ボランティアの活性化 ○おもてなしの仕組みづくり（カフェ、サロン、伝の助アート、アンテナショップ等） ○市民協働による観光資源の発掘・整備 ○自然が多いまち ○自然との共生に労力を惜しまないまち ○自然資源（山、川、ホテル、ミヤマクワガタ、温泉等）の活用 ○健康・命を育むまち ○三世代交流のきっかけにもなる若い人のためのまちかど体操等の普及 ○健康、医療、交流、自然を活かして10年長生きできるまち ○医療の充実（医師や病院など） ○手厚く無理のない福祉制度 ○安定した収入と雇用の確保による生活基盤の安定 ○交通事故がないまち ○歩道、外灯、パトロール（見守り）があり、明るく安全なまち ○産・学・住（市民）の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路体系の整備（特に南北の幹線） ○コミュニティバスの充実（高齢者の増加への対応） ○市民の交通手段の充実 ○憩いの場が充実しているまち ○公園やピオトープ等、安全・安心の遊び場があるまち ○公共施設や設備が充実しているまち <div style="text-align: center;">④「行政経営」の視点</div> <ul style="list-style-type: none"> ○安定した税収が確保できるまち ○住んでみたいまち ○元気で明るいまち ○魅力を発見し、知ってもらえるまち ○発展しても素朴な雰囲気損なわないまち ○市民参画機会の充実（アンケート、公共施設運営等を含む。）

(3) 将来像実現のために市民ができること

①「ひとづくり」の視点	②「くらしづくり」の視点	③「まちづくり」の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○まちのことを積極的に知ろうとする ○三草山等の秘められた歴史を調べ出す ○一生住み続けよう！という気持ちを大切に ○加東市のために何ができるかを考え、行動する ○愛着をもち、身の回りのことに興味をもつ ○学校等で、歴史、産業、特産品などを学び、体験活動に参加 ○昔の遊び、伝統を高齢者が子ども達に教える ○地元民のみが知る、昔からある穴場での遊び方を紹介 ○学校の授業を見学する ○教育の場の維持、整備 ○見守り活動に参加する ○趣味をもち、サークル活動等に参加し、楽しく過ごす ○スポーツイベント等を企画し、参加する ○指導者としてスポーツに参加する ○人の集まりに出かけ、人と話をする ○声かけ運動で近隣のつながりを深める ○多世代交流 ○声かけなど地域や隣人とつながりをもつ ○古い習慣を押し付けない ○イベントを実施又は積極的に参加する ○家庭内で活発にコミュニケーションする ○若い世代の声を聞ける「まち人」になる ○趣味の延長という感覚で行動する ○ボランティアグループとして協働、賛同、参加する ○兵庫教育大学の学生と交流・協働する 	<ul style="list-style-type: none"> ○加東市産山田錦を使った日本酒を愛飲 ○地産地消に取り組む ○商店街など、市内の商店を積極的に利用 ○学生による商店街のチャレンジショップの運営 ○自分で産業を起こす、(とりあえず)動く ○ハイキング道を開拓・整備する ○自己責任の健康維持、散歩の習慣化 ○まちかど体操教室への参加、拡充 ○健康づくりボランティア、市民病院案内ボランティア ○健康のための有機野菜づくり ○福祉施設の訪問ボランティア(音楽等) ○加東市民病院を利用する ○福祉活動等のポイント化(ボランティアポイントの貯金と活用の仕組み) ○弱者のために命を張る ○協力して草花を植える ○環境を美しくするクリーンキャンペーンへの取組 ○トイレや道端等での清潔感を意識 ○みんなが少し、不便(車の速度の抑制等)を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○空地など用地の提供 ○神姫バスやコミュニティバスを利用する ○まちの施設を利用する ○山林の下刈り ○ため池、水路、農道の保全 ○水辺公園、安全な遊び場の維持・整備
		④「行政経営」の視点
		<ul style="list-style-type: none"> ○SNS等で、市内にあるいい店、いいところ、いいものをPRする ○テレビ・ラジオ等へのまちの情報の投稿 ○加東市PR隊を結成する ○行政の各種委員会などに参加・協働する ○市職員や議員と対話して理想を追求する ○空家バンク制度への登録

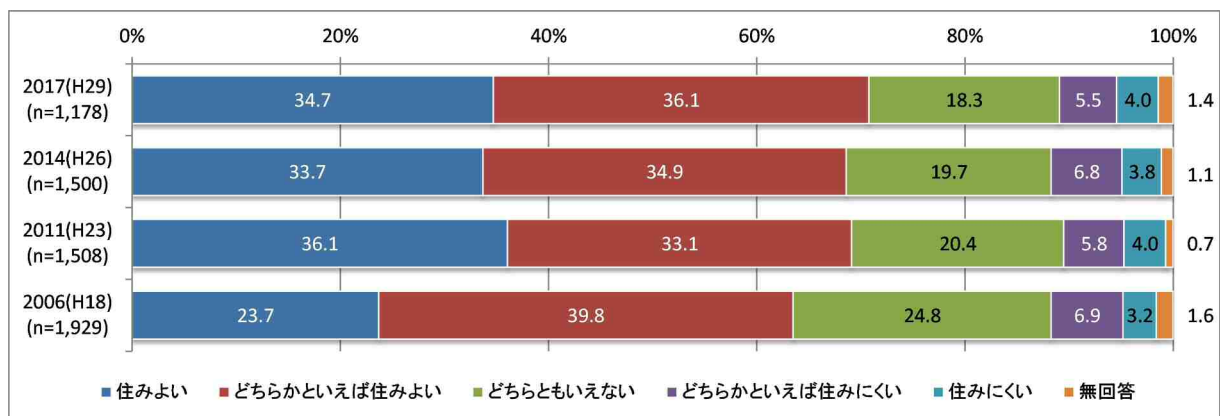
2 市民意識調査（アンケート）

本市の印象、政策・施策などに対する市民の認識やニーズを把握するため、2017（平成29）年7月から8月にかけて市民意識調査（アンケート）を実施しました。

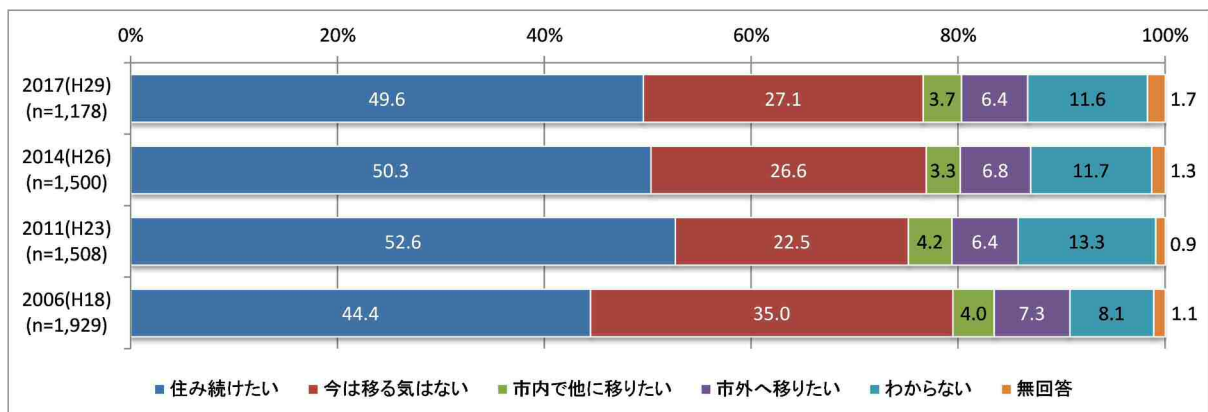
本市が「住みよい」まちであるという評価が高くなりました

- 「あなたは、加東市を住みよいまちだと思いますか」という設問について、第1次加東市総合計画策定時の市民意識調査（2006（平成18）年度実施）、後期基本計画策定時の市民意識調査（2011（平成23）年度実施）、中間年の市民意識調査（2014（平成26）年度実施）と今回の市民意識調査（2017（平成29）年度実施）の結果を比べると、「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」をあわせた回答率は、2014（平成26）年度にやや下がったものの、第1次加東市総合計画策定時の63.5パーセントから70.8パーセントへと約7ポイント増加しました。
- 定住意向は、後期基本計画策定時の市民意識調査（2011（平成23）年度実施）で「住み続けたい」と「今は移る気はない」をあわせた回答率が一旦下がりましたが、その後やや増加しています。

◆住みよさの推移◆



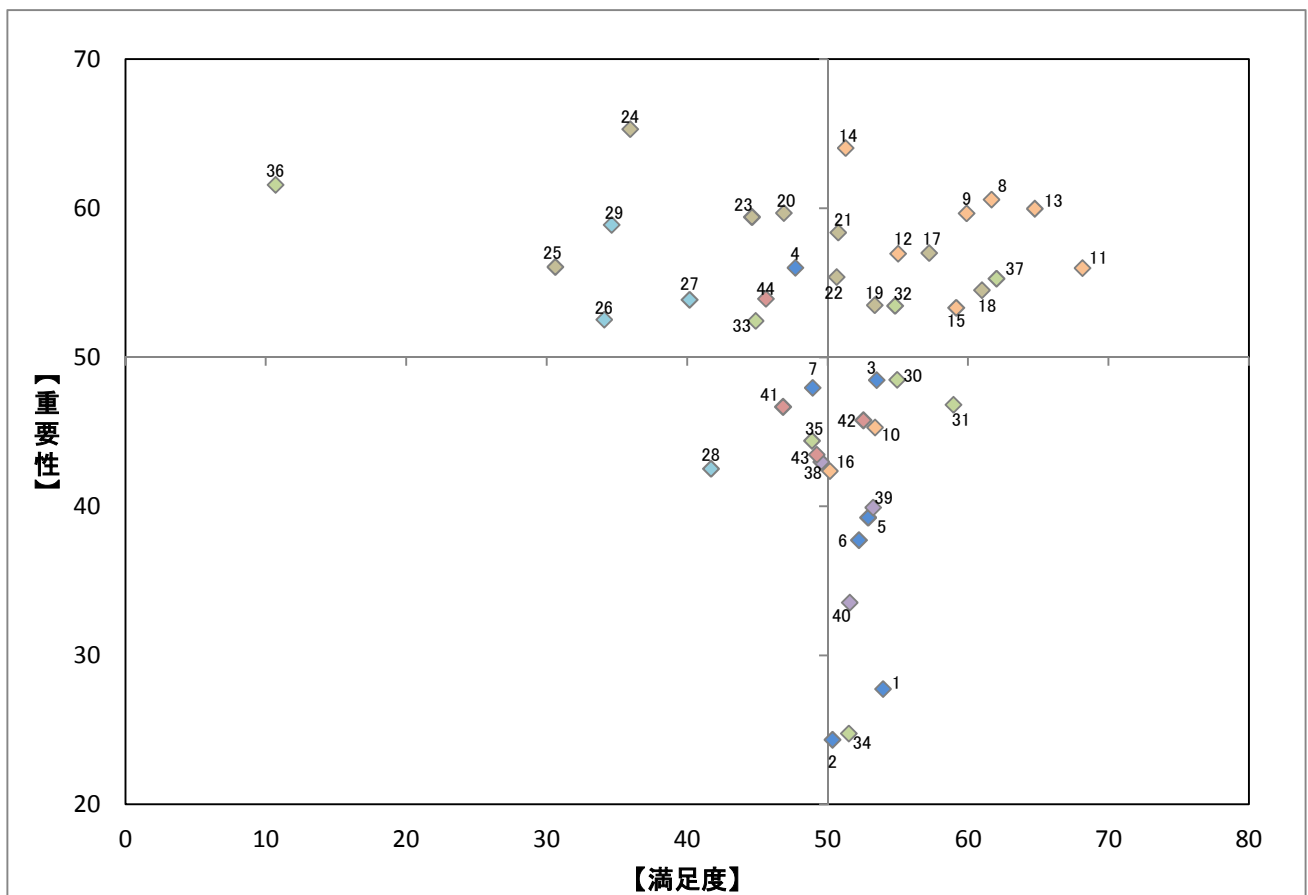
◆定住意向の推移◆



※各集計の構成比は、小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100パーセントにならない場合があります。

重要性の高い施策は「医療体制の整備・充実」、満足度の高い施策は「資源をリサイクルするなどのごみの減量化の取組」

- 重要性の高い施策は、1位が「24 医療体制の整備・充実」（偏差値65.3）、2位が「14 地震や風水害などへの防災対策」（偏差値64.0）、3位が「36 便利な交通手段の整備（鉄道・バス）」（偏差値61.6）となっています。
- 満足度の高い施策は、1位が「11 資源をリサイクルするなどのごみの減量化の取組」（偏差値68.2）、2位が「13 消防・救急救助体制の整備に関する取組」（偏差値64.8）、3位が「37 ライフライン（上下水道など）の整備」（偏差値62.0）となっています。
- 重要性が高く、満足度が低い施策では、「36 便利な交通手段の整備（鉄道・バス）」や「25 加東市民病院の運営」、「24 医療体制の整備・充実」、「26 農地の保全や「農」の担い手の確保」、「29 就労機会の拡大による安定した雇用の確保」、「27 地域産業などの活性化」などがあります。



◆施策の重要性・満足度の偏差値◆

図中 番号	施策名	重要性 偏差値	満足度 偏差値
1	芸術・文化に関する施策	27.7	53.9
2	国際交流を通じたまちづくりや交流機会の確保	24.3	50.4
3	小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実	48.5	53.5
4	児童・生徒の基礎学力の習得と社会への適応能力の向上	56.0	47.7
5	生涯学習活動の支援	39.2	52.9
6	スポーツ活動の支援	37.7	52.2
7	青少年の健全育成などに関する取組	47.9	48.9
8	まちの清潔さ・美観の保全	60.6	61.7
9	公害の防止	59.7	59.9
10	エネルギーの節約や太陽光発電などによる自然エネルギーの有効活用	45.3	53.4
11	資源をリサイクルするなどのごみの減量化の取組	56.0	68.2
12	交通安全意識の普及・啓発	57.0	55.0
13	消防・救急救助体制の整備に関する取組	60.0	64.8
14	地震や風水害などへの防災対策	64.0	51.3
15	防犯パトロールの実施や安全安心ネットのメール配信	53.3	59.2
16	消費者の利益保護と相談体制の充実	42.4	50.2
17	地域や家庭での子育て支援の取組	57.0	57.2
18	健康増進の推進や生活習慣病予防の充実	54.5	61.0
19	高齢者の自立支援や社会参加の促進	53.5	53.4
20	高齢者が自宅などで安心して暮らせる取組	59.7	46.9
21	高齢者福祉サービスに関する取組	58.4	50.8
22	障害のある方などの自立支援や社会参加の促進	55.4	50.7
23	社会保障に関する取組(生活保護、国民年金、国民健康保険制度など)	59.4	44.6
24	医療体制の整備・充実	65.3	35.9
25	加東市民病院の運営	56.1	30.6
26	農地の保全や「農」の担い手の確保	52.5	34.1
27	地域産業などの活性化	53.8	40.2
28	観光の振興	42.5	41.7
29	就労機会の拡大による安定した雇用の確保	58.9	34.6
30	公園の整備	48.5	54.9
31	違法な広告、看板などの撤去によるまちの景観の保全(良好なまちの景観の形成)	46.8	59.0
32	良好な住環境の維持・保全と創造	53.4	54.8
33	まちのバリアフリー化に向けた整備	52.4	44.9
34	加東市が制作する自主放送番組の充実	24.7	51.5
35	交通渋滞の解消などのための道路の整備	44.4	48.9
36	便利な交通手段の整備(鉄道・バス)	61.6	10.7
37	ライフライン(上下水道など)の整備	55.3	62.0
38	地域活動の推進や人材の育成	43.0	49.6
39	人権尊重に対する取組	39.9	53.2
40	市民参加の仕組みの整備や市民参加の機会の促進	33.5	51.6
41	行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進	46.7	46.8
42	市民に関われたまちづくりの推進に関する取組(広報・広聴の充実、透明性の確保、行政情報の公開など)	45.8	52.5
43	広域行政の推進に関する取組(近隣の市町との連携など)	43.5	49.2
44	市税などの収入確保による健全な財政運営	53.9	45.6

注：施策の重要性と満足度の偏差値の求め方

アンケートでの施策の重要性と満足度それぞれの回答を下表のとおり点数に置き換え、平均値を求めて各施策の重要性と満足度の得点とします。

重要性		満足度	
重要である	100点	満足	100点
やや重要である	75点	まあ満足	75点
気にはなる	50点	普通	50点
あまり気にならない	25点	やや不満	25点
気にならない	0点	不満	0点

求めた得点から、次の計算式により各施策の重要性と満足度の偏差値を算出します。

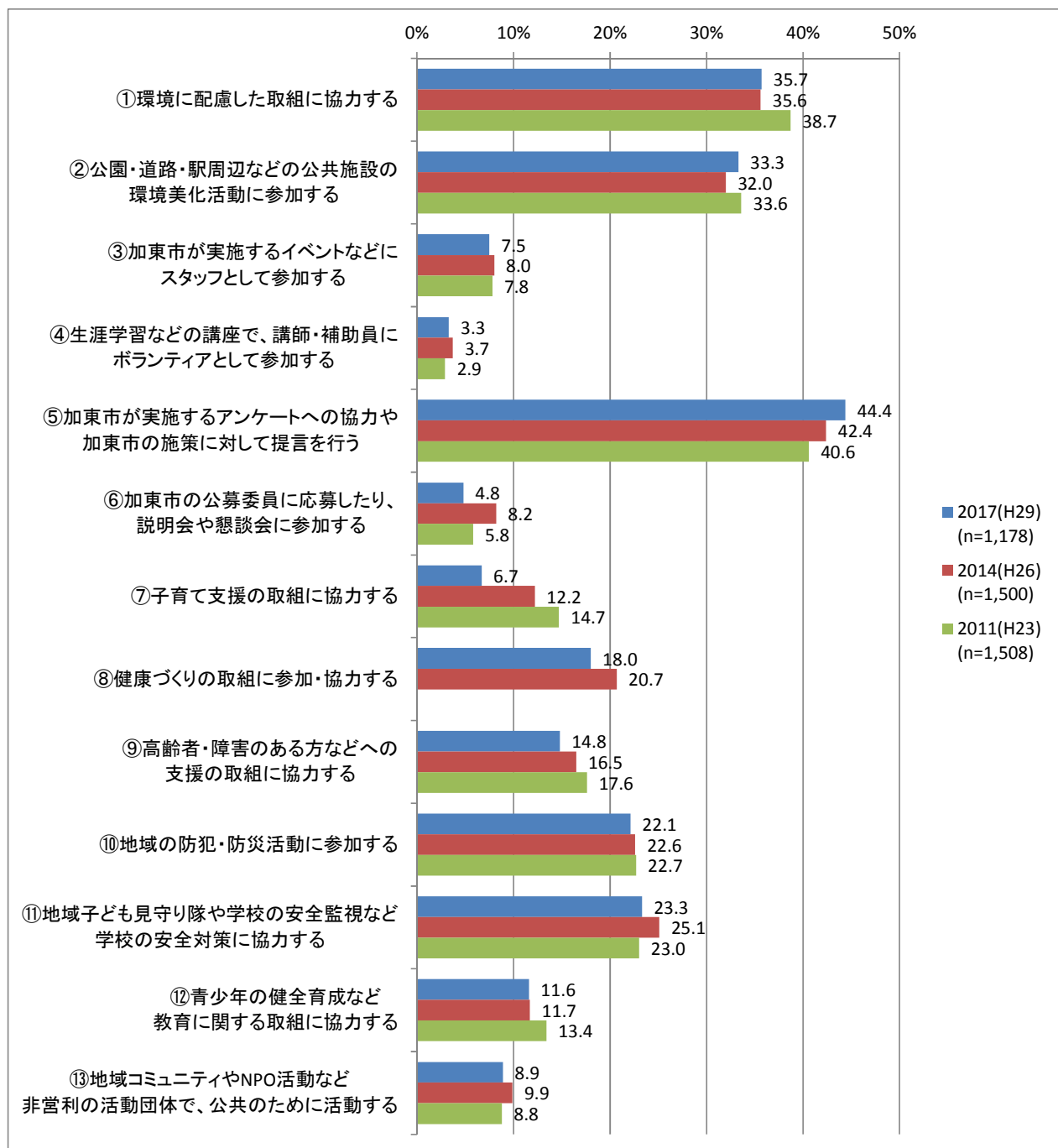
$$\text{施策の偏差値} = (\text{施策の得点} - \text{施策の平均得点}) \div \text{標準偏差} \times 10 + 50$$

※標準偏差とは、得点と平均得点との距離の平均値をいいます。

まちづくりへの参画・協働の意識を高める必要があります

協働の取組に関する現況を分析すると、以下の設問に掲げる取組は「⑤加東市が実施するアンケートへの協力や加東市の施策に対して提言を行う」が増加傾向を示していますが、他の取組は横ばいか減少しています。今後は、協働意識のさらなる醸成とともに、市民参画を一層推進していく必要があります。

◆市民と行政が協力して行う取組の参加状況の推移◆



3 タウンミーティング

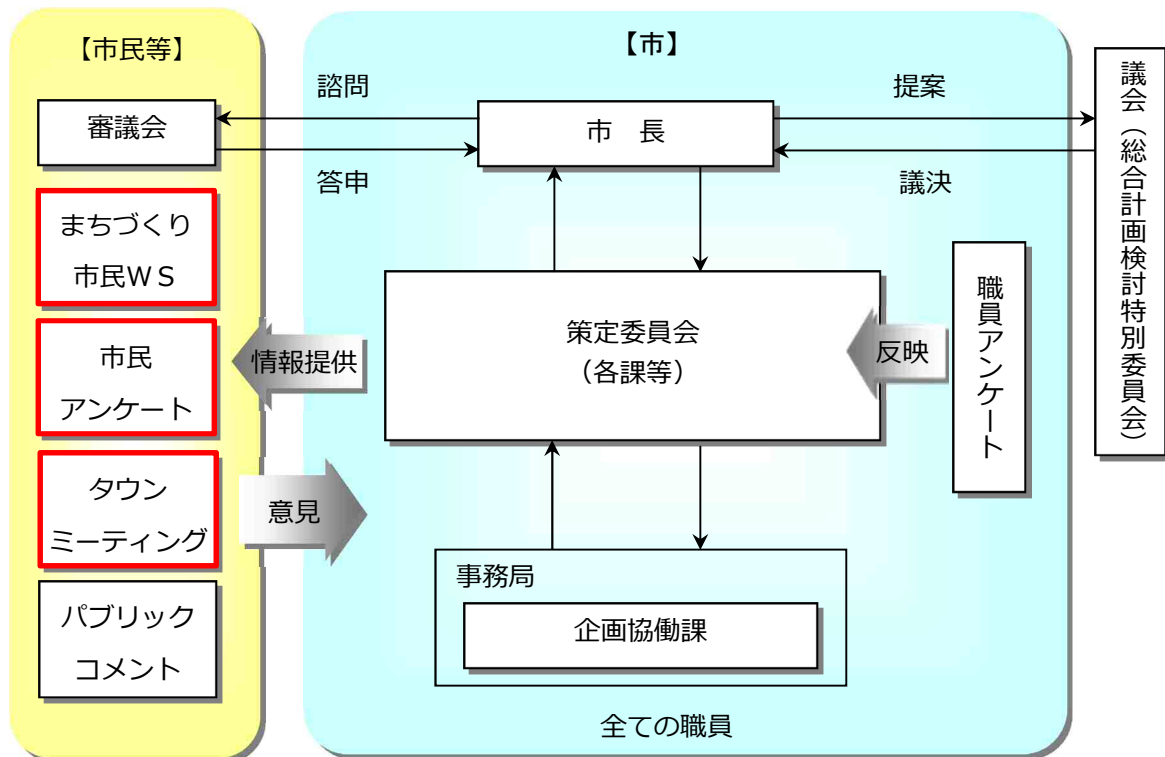
市民の多様な意見や提案を市政に反映させるとともに、協働のまちづくりを進めるための機会づくりとして、「市長まちめぐりタウンミーティング」と「市長と語ろうタウンミーティング」を開催しました。

市長まちめぐりタウンミーティングは、小学校区を基本に市域を11の区域に区分し、それぞれの区域を地域の役員と市長が歩いてめぐりながら、地域の現状を把握し、課題について意見交換するものです。また、市長と語ろうタウンミーティングは、各種団体等とテーマを定めて意見交換するもので、滝野工業団地連絡協議会、加東市商工会、社商店連合会及び市内4中学校生徒会役員と各1回、4回実施しました。

市長まちめぐりタウンミーティングでは、小中一貫校開校に伴い閉校する小学校の活用や地域の活性化、自主防災、空家対策、耕作放棄田対策、農業の維持と獣害対策などについて、また、市長と語ろうタウンミーティングでは、雇用対策や人材（労働力）の確保、ビジネスホテルや商業施設の誘致、商店街の活性化などについて意見交換しました。

また、4中学校生徒会役員とは、それぞれの学校の自慢できる取組や加東市の魅力、未来について意見交換し、特産品の開発や交通の利便性向上などについて提案をいただきました。

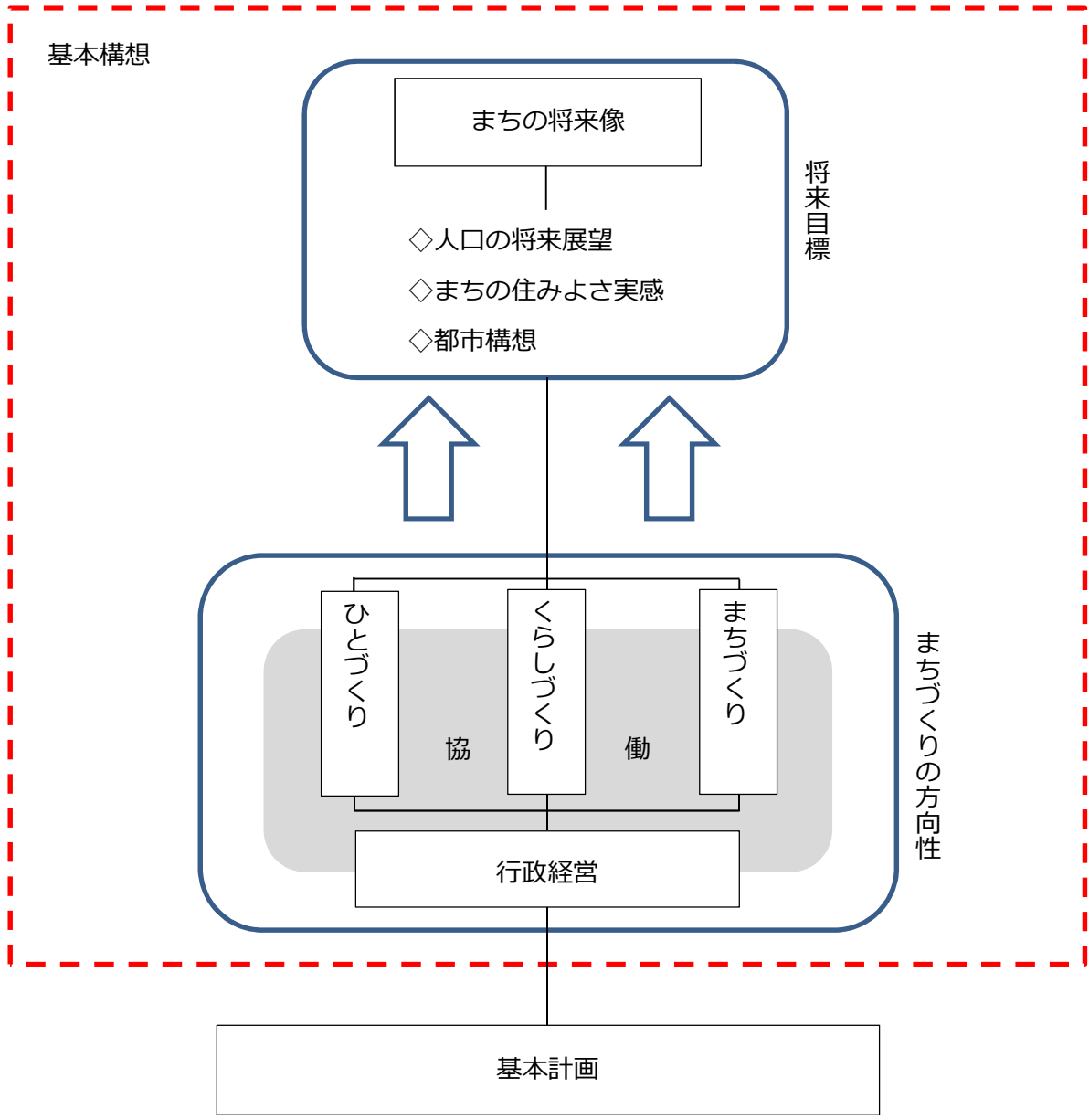
■ 策定体制



II 基本構想

第1章 基本構想の構成	42
第2章 将来目標	43
1 まちの将来像	43
2 人口の将来展望	45
3 まちの住みよさ実感	46
4 都市構想	46
第3章 まちづくりの方向性	48
1 加東の未来を創造する「ひとづくり」	49
2 安心して健やかな「くらしづくり」	50
3 安全快適でにぎわいのある「まちづくり」	52
4 効率的かつ効果的で持続可能な「行政経営」	53
5 「協働」を基本としたまちづくり	54

第1章 基本構想の構成



第2章 将来目標

1 まちの将来像

まちの将来像は、市民の心のよりどころであり、普遍的な行動規範となる「加東市民憲章」の精神と一致したものであることが重要です。

「加東市民憲章」は2011（平成23）年3月20日、本市が誇りとする自然、文化、人々をキーワードとして、市民一人ひとりが、日々の営みの中で加東市の良さに気付き、その良さを守り、相互に助け合いながら、よりすばらしいまちの実現を目指すために決めました。

そして、この「加東市民憲章」には、美しい自然環境を活かしたまちづくり、まちの健全な経済発展やまち全体の活性化、学びやすい環境づくりや文化生活の向上などの行動目標をはじめ、協働の精神や人権尊重により誰にとっても住みやすく、将来の歩みに希望を見出してくらせるまちを共につくっていかうという気概などが込められています。

加東市民憲章

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

第1次加東市総合計画において設定したまちの将来像「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」は、合併から数十年後の一体感のある本市の姿という市民の思いが込められたものであるとともに、「加東市民憲章」に沿ったものであることから、第2次加東市総合計画において継承します。そして、今後、新たなステージを着実に歩んでいくことに加え、市民の思い、社会潮流などを踏まえて、サブテーマを新たに設定します。

◆まちの将来像◆

山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東

～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれる しあわせ実感都市～

まちの将来像「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」は、本市の資源を最大限に活かし、市民相互の一体感や融和が醸成され、水と緑豊かな自然環境や良好な住環境、充実した教育環境が整い、産業や文化活動などが活性化した、住みよい、希望に満ちあふれる、活力のある輝くまちを示しています。

そして、サブテーマ「みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれる しあわせ実感都市」の「みんなが主役！」は、市民が、常に前向きで積極的にまちづくりに参画する姿を、「絆で結ばれた」は、家族や地域などにおける人と人とのつながりを大切にした支え合いや助け合いの様子を、「笑顔あふれるしあわせ実感都市」は、市民が愛着や誇りをもてる、そして、あふれる笑顔に包まれた温かみのある、幸せを実感できるまちを示しています。

◆市民の思い（まちづくり市民ワークショップ・総合計画審議会より）◆

メインテーマ 山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東



◆『美しい湖水（うみ） 独自の産学 伝統ある文化 どこかが違う ふる里 加東』

- 美しい湖水（東条湖、加古川、ため池など）、独自の産学（多くの工場進出、兵庫教育大学の立地など）、伝統ある文化（伝統ある行事など）

サブテーマ みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれる しあわせ実感都市



◆『自発的なチャレンジができるまち』（自発）

- 自発…個人のが力が活かせる、やる気があるまち

◆『笑顔で「おはよー」いえるまち』

- 笑顔は健康、元気など、人の幸せな姿を象徴
- 「おはよー」は、人と人とのつながりやコミュニティが明るくすがすがしい様子を象徴
- 誰もが笑顔で過ごせるまち
- 「おはよー」が聞こえるまち

◆『家族を育むまち』（家族）

- 家族…家族みんなを育み、大切にするまち

◆『魅力を知って、愛着のもてるまち』（魅力）

- 魅力…市民が誇りをもてる、歴史を知る

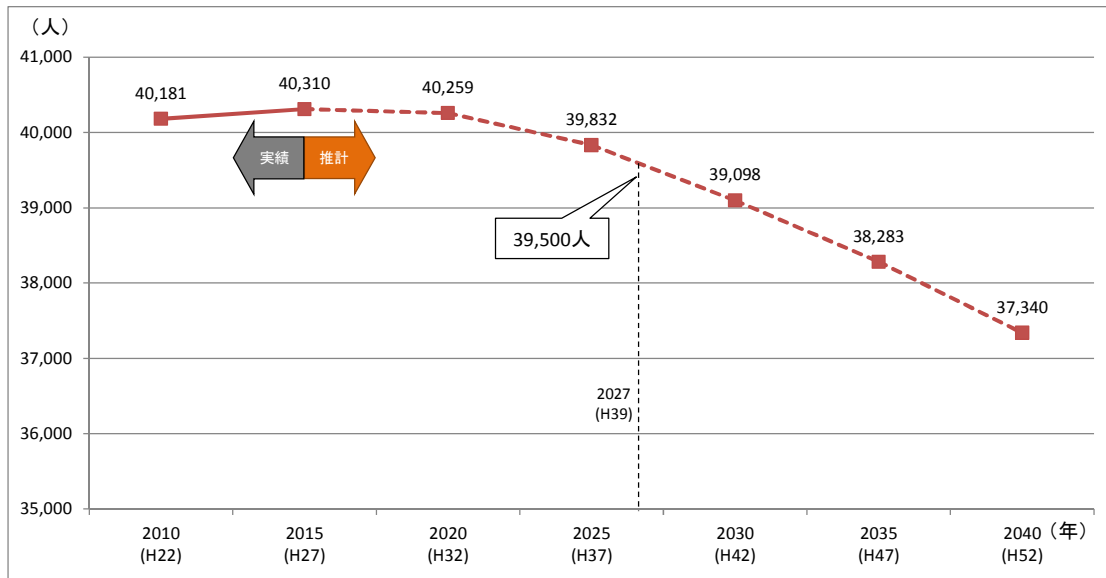
◆『住んで良かったまち』

- 「住んで良かった」を広める
- いろいろなことがつながるまち
- ゆとりのある生活ができるまち

2 人口の将来展望

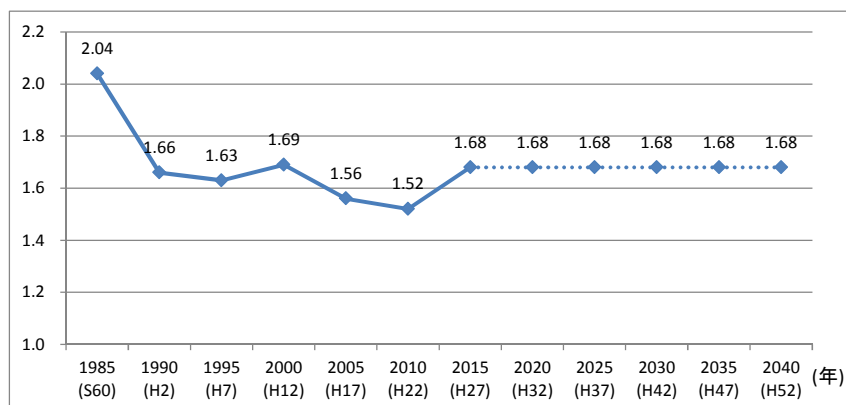
第1次加東市総合計画において定めた2017（平成29）年度の目標人口40,000人を達成することができましたが、我が国の人口は、少子化の進行により減少傾向にあり、本市の人口も今後減少していくことが予測されています。このような状況の中、魅力ある快適で住みよいまちを創造することで、人口減少をできる限り緩やかにし、2027（平成39）年度においても、40,000人以上を目指します。

◆人口推計◆



※この人口は、次の条件を前提に、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計手法と同様のコーホート要因法¹⁰⁵を用いて推計したものです。

(1) 合計特殊出生率の維持（2015（平成27）年までの数値は、兵庫県保健統計年報による。）



(2) 2010（平成22）年と2015（平成27）年の国勢調査結果による転入や転出による純移動（社会増）の傾向を、2025（平成37）年まで、段階的に減少させながら反映

2027（平成39）年度目標人口（2027（平成39）年10月1日現在）

40,000人以上

¹⁰⁵ 「コーホート要因法」とは、集団（年齢5歳層）ごとに自然増減（出生と死亡）及び純移動（転入転出）の二つの人口変動要因それぞれの将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法をいう。

3 まちの住みよさ実感

住みたい、住んで良かった、住み続けたいと思えるまちは、市民が住みよさと実感できるまちが前提になることから、これまでに実施した市民意識調査（アンケート）の結果を基に、2027（平成39）年度における住みよさと実感する市民の割合[※]を75パーセント以上とすることを目標とします。

※「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」をあわせた回答率

2006（平成18）年度：63.5%、2011（平成23）年度：69.2%、2014（平成26）年度：68.6%、2017（平成29）年度：70.8%

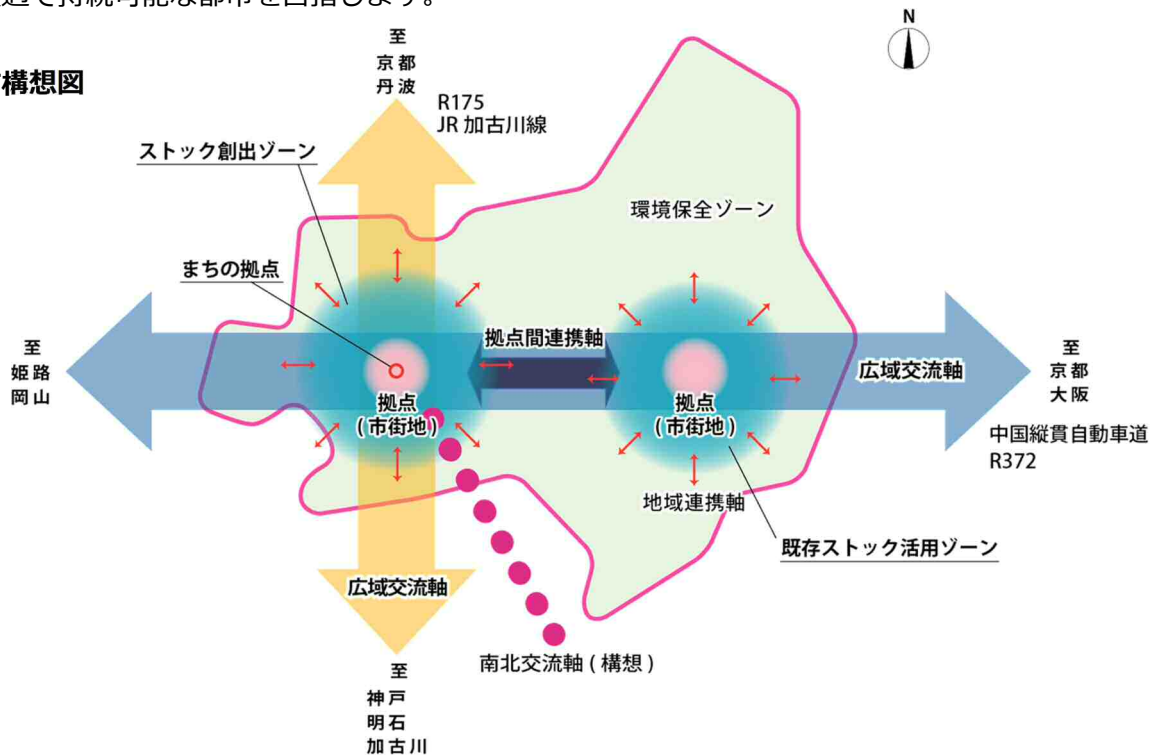
2027（平成39）年度住みよさ実感度

75%以上

4 都市構想

これまでに築かれた都市基盤や豊かな自然など、地域それぞれの特性を活かしながら、都市機能などを集約（充実）する拠点づくりやゾーン形成を進めるとともに、これらを取り巻く地域について、環境保全を基本とした活力維持に取り組みます。あわせて、道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの形成、地域の結びつきの強化などにより、拠点と拠点などの連携（ネットワーク）をさらに促進する多極ネットワーク型の都市構造¹⁰⁶を創造し、北播磨エリアの中核都市にふさわしい、活力と魅力を備えた、快適で持続可能な都市を目指します。

■ 都市構想図



¹⁰⁶ 「多極ネットワーク型の都市構造」とは、都市機能や生活機能を集約した複数の拠点が存在し、拠点と拠点などが道路ネットワークや地域公共交通ネットワークなどで結ばれた都市構造（造語）をいう。

まちの拠点

- やしろショッピングパークB i o周辺は、本市における交通や交流の要衝であり、本市の顔にふさわしい役割が求められていることから、高水準の都市的サービスを提供する「まちの拠点」に位置付け、交通結節機能などの強化とあわせ、多様な機能の複合化・高度化による都市機能の充実に取り組みます。

ストック創出ゾーン

- 東西に中国縦貫自動車道と国道372号、南北に国道175号とJR加古川線が走る、都市部や臨海部とを結ぶ優れた広域アクセス特性により、商業、産業、文化、居住、福祉、医療、教育、行政などの都市機能が集積しています。この地域を「ストック創出ゾーン」として位置付け、これまでに築かれた高水準の都市基盤を維持するとともに、この特性を活かしながら、市街地の創造や工業団地用地の確保、道路ネットワークの形成など、新たな基盤整備により一層活力あるゾーン形成に取り組みます。また、交通結節機能の強化や神戸方面との交流を促進するため、関係自治体と連携しながら、新たな南北交流軸形成の実現に向けて調査・研究します。

既存ストック活用ゾーン

- ひょうご東条ニュータウンインターパーク、天神西土地区画整理事業や天神東拵鹿谷土地区画整理事業の区域など、都市基盤が既に整備された既成市街地を中心とした地域を「既存ストック活用ゾーン」として位置付け、都市的低・未利用地の有効活用や日常生活を支える上で必要な生活機能のさらなる誘導により、市街地の充実に図り、定住人口の増加を促進します。

環境保全ゾーン

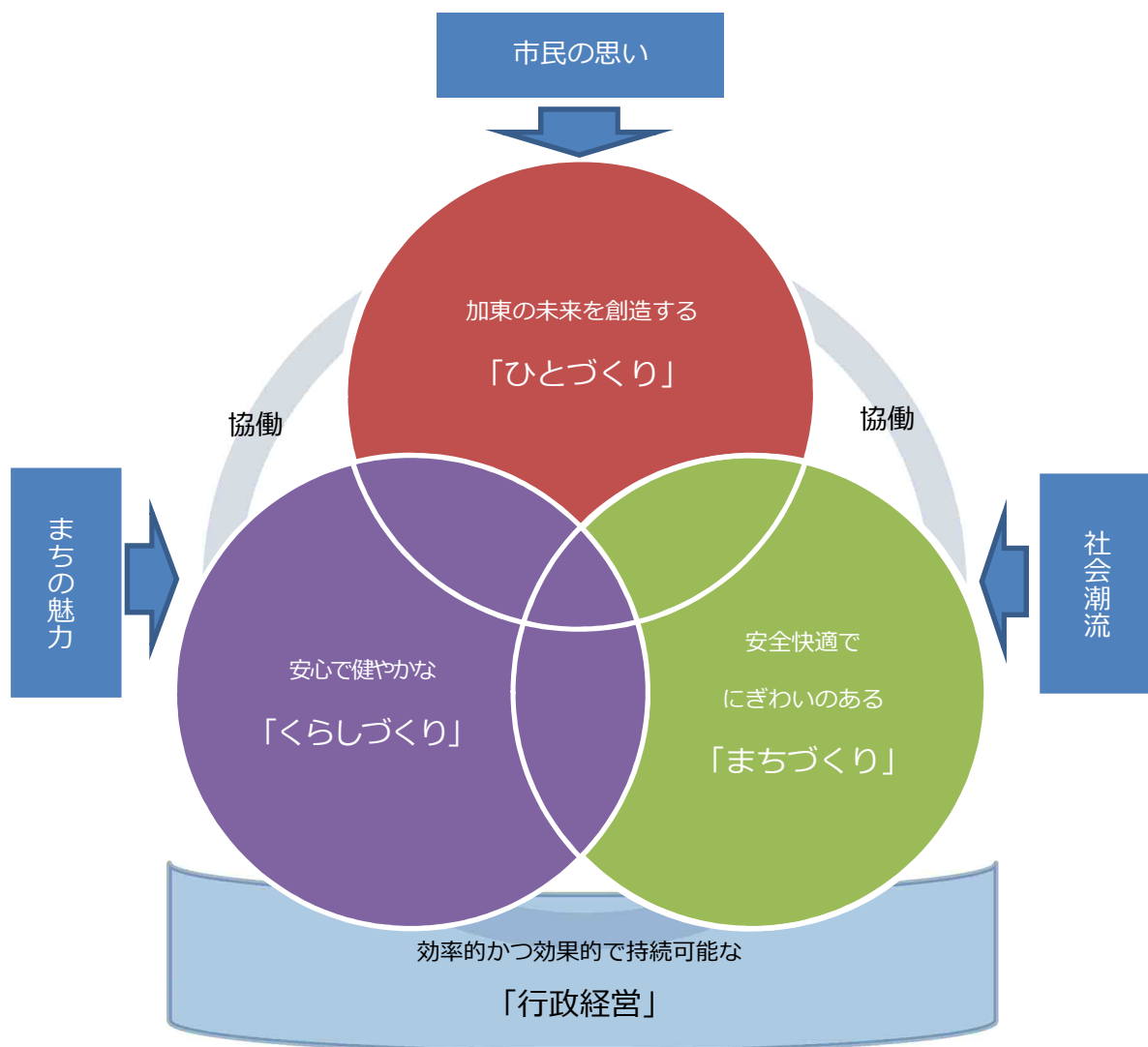
- まちの拠点や各ゾーンを取り巻く、良好な田園環境や里山環境など、多様な自然環境を有する地域を「環境保全ゾーン」として位置付け、農地や森林等の保全を基本としつつ、地域の実情に応じたメリハリのある計画的な土地利用の誘導を推進することにより、地域活力の維持に取り組みます。

第3章 まちづくりの方向性

まちづくりには、その主役となる「ひと」、ひとが営む日々の「暮らし」、そして、「ひと」や「暮らし」のステージとなる「まち」が重要な要素になります。

そこで、加東の未来を創造する「ひとづくり」、安心して健やかな「暮らしづくり」、安全快適でにぎわいのある「まちづくり」、そして、これらを支える効率的かつ効果的で持続可能な「行政経営」を加えて、まちの魅力の維持・向上とともに、市民の思いや社会潮流を的確に捉えながら、市民、地域、事業者等と行政がそれぞれの役割を担い、連携して取り組む「協働」を基本に、まちの将来像を実現するためのまちづくりを進めます。

■まちづくりの方向性



1 加東の未来を創造する「ひとづくり」

将来にわたって活力のあるまちにしていくためには、まちづくりの主角となる「ひと」が、ふるさとへの愛着や誇りとともに、夢や希望をもって、それぞれの個性を活かしながら活躍し、そして、地域と共に元気であり続けることが重要であることから、次の基本方針を基に、加東の未来を創造する「ひとづくり」の実現を目指します。

◆「ひとづくり」の基本方針◆

(1) 未来を担うひとを育むまち

加東の未来を担う子どもたちへの新たな教育のあり方として小中一貫教育を推進し、就学前教育、インクルーシブ教育などとあわせて、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む、国際性豊かな自立した子どもを育成します。

また、さまざまな学びやスポーツの機会を得て、生きがいをもって生活を送り、学んだことを地域で活かし活躍できる仕組みづくりを進めるとともに、国際交流事業の推進により豊かな国際感覚をもった市民を育成します。

あわせて、全ての市民が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け、一人ひとりの価値観の違いや多様性を認め合う、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく共生社会と人権文化の創造や、性別に関わりなく、個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる男女共同参画社会の実現に取り組むなど、未来への投資としての教育を積極的に推進し、「人間力の育成」を基本理念とした生涯学習社会を構築します。

(2) 子どもを健やかに育むまち

少子化、核家族化、価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、全ての子どもへの等しく質の高い就学前教育・保育の提供や子どもの貧困対策、子どもの成長や発達段階に応じた継続的で多様な保育サービスや支援体制の充実、市民や地域と連携した子育てネットワークの形成など、安心して子育てができる環境のさらなる充実を図ります。

(3) 地域やまちへの愛着や誇りを育むまち

少子高齢化や人口減少社会において、地域間（地区間）での格差が増大することが予想されることから、関係機関や団体などと連携しながら、地域の実情に応じたまちづくりを進めるとともに、地域や団体が主体的に地域づくりに取り組める環境を整えます。

あわせて、地域資源の活用などさまざまな取組により地域やまちの魅力を最大限に引き出すことで、地域コミュニティへの帰属意識や、地域やまち、ふるさとへの愛着や誇りを醸成します。

2 安心で健やかな「くらしづくり」

「くらし」は、まちづくりの主角となる「ひと」を支える基本となるものであり、子どもから高齢者まで、市民が安心して健やかにくらし続けることができる生活環境を整えることが重要であることから、次の基本方針を基に、安心で健やかな「くらしづくり」の実現を目指します。

◆「くらしづくり」の基本方針

(1) 住み慣れた地域で安心してくらせるまち

市民のさまざまな生活課題を地域全体の課題として捉え、地域で考え、話し合い、協力して解決していく生活支援体制の整備や、障害者、生活困窮者などへの自立支援、介護予防や高齢者の生きがいづくりなどを通して、互いの人格と個性を尊重し、市民が地域で支え合いながら共生できる福祉社会づくりに取り組むとともに、複雑多様化する福祉ニーズに総合的に対応するための福祉総合相談体制を構築します。

また、妊娠期からの包括的な支援や子どもの発育・発達に応じたサポートによる親子の健康づくりをはじめ、生活習慣病予防や食育の推進などを通して、市民の健康増進を推進します。

あわせて、医療・介護保険制度などの充実や病院事業の安定運営とともに、北播磨医療圏域における広域的な医療構想などを踏まえ、圏域内病院や開業医、関係機関と連携しながら、地域完結型医療体制を構築します。

さらに、地域包括支援センターを核として、加東市民病院、訪問看護ステーション、ケアホームかとうをはじめ、関係機関などとの多職種ネットワークを強化し、保健、医療、福祉を一体的に推進する地域包括ケアシステムを構築します。

(2) 地域産業の活性化と雇用を創出するまち

農業経営基盤の強化や農地の流動化の推進、農業の担い手の育成とともに、山田錦をはじめとする市内産農産物のブランド力向上や地産地消などの推進により、活力ある農業の実現に取り組みます。

また、創業や経営基盤の安定化支援などによる商工業の振興とあわせて、就労環境の充実を図ることで、労働・雇用の促進とともに、地域産業の活性化を図ります。

さらに、観光協会をはじめ、近隣市町や事業者、関係団体などと連携し、豊かな自然や文化遺産などの地域資源を有効に活かした観光の振興に取り組みます。

(3) 人と自然が共生する良好な生活環境が整ったまち

本市の豊かな自然環境、ひいては地球環境の保全に向けて、市民の環境意識の醸成を図るとともに、ごみの減量化や再資源化、温室効果ガスの排出量抑制など市民の主体的な取組を推進することにより、持続可能な循環型社会を構築します。

また、空家等の利活用や適切な管理の推進、衛生対策や環境美化をはじめ、情報化の進展などにより複雑多様化する犯罪から市民の権利・利益などの保護を図るための防犯対策や消費者教育、交通安全対策の推進などにより、安全で良好な生活環境の確保に取り組みます。

さらに、市民生活に関わる行政情報や地域情報の確実な提供や発信、増加する在住外国人に対する生活支援や窓口サービスの充実などにより、社会潮流を的確に捉えた利便性の高い市民サービスの提供に取り組みます。

3 安全快適でにぎわいのある「まちづくり」

「まち」は、「ひと」と「暮らし」の基盤となるものであり、住みよさや将来にわたるまちの活力の維持・発展において重要な役割を果たすものであることから、次の基本方針を基に、安全快適でにぎわいのある「まちづくり」の実現を目指します。

◆「まちづくり」の基本方針

(1) 災害に強いまち

加古川河川改修事業の早期完成、雨水排水施設や地域防災拠点（物資集積拠点）の整備、消防団員の確保などによる地域防災力の向上、安全で安心な住まいづくりの推進など、ソフト・ハード両面から総合的な対策を進めることにより、まちの防災・減災力を一層高めます。

(2) 都市基盤が整った安全快適でにぎわいのあるまち

都市構想に基づき、広域交通をはじめ、産業立地、学びや暮らしに関する施設の集積、豊かな自然などの地域の特性を活かしながら、まちの拠点づくりやゾーン形成、これらを取り巻く地域の活力維持に取り組むとともに、拠点と拠点などを結ぶ道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの形成などにより、多極ネットワーク型の都市構造を創造します。

あわせて、長寿命化を踏まえた道路や橋梁、公園、市営住宅などの適切な維持管理をはじめ、通学路の安全対策や都市計画道路の整備を推進するとともに、本市と神戸方面とを南北に結ぶ高規格道路ネットワークの実現に向けて調査・研究します。

また、浄水場の統廃合などの事業運営の効率化や長寿命化を踏まえた施設の適切な維持管理により水道事業の健全経営を維持しながら、基幹管路の耐震化（強靱化）を計画的に進めるなど、上水道を安定的に供給するとともに、下水道処理施設の統廃合などの事業運営の効率化や長寿命化を踏まえた施設の適切な維持管理により、下水道事業の経営健全化に取り組み、下水道の安定処理を図ります。

さらに、営農環境の効率化を図るための農業用施設の機能向上や、防災・減災を踏まえたため池や用排水路等の改修、地域ぐるみによる農業用施設の管理活動への支援などにより、農業生産基盤や農村環境を維持するとともに、土地利用などの根幹となる地籍調査の実施などにより、暮らしを支える都市基盤の整備を進め、安全快適でにぎわいのあるまちを創造します。

4 効率的かつ効果的で持続可能な「行政経営」

行政課題や市民ニーズが複雑多様化し、財政状況が今後ますます厳しくなることが予測される中で、「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」の実現を目指すため、次の基本方針を基に、成果を重視した、効率的かつ効果的で持続可能な「行政経営」を展開します。

◆「行政経営」の基本方針

(1) 戦略的な地域創生の推進

産業振興や雇用の創出、加東の未来を担う子どもの育成や安心して子どもを生み育てることができ環境づくり、住宅取得支援、まちの都市機能や防災機能の強化、保健・医療・福祉の連携による住み慣れた地域で安心してくらし続けることができる環境の整備などとあわせて、主体的な地域活動などを支援する中間支援組織によるまちづくりなど、「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」を総合的に展開し、まちの好循環を生み出し、まちの魅力や住みよさを維持・向上させ、にぎわいを創出します。

そして、これらの取組により、市民のまちに対する愛着や誇りを高め、マスコットキャラクター加東伝の助を有効に活用しながら、首都圏などの都市部を含め、市民と共に市の魅力や住みよさを市内外に発信し、定住・移住の促進と交流人口の拡大を図ります。

(2) 行財政改革を核とした持続可能な行政経営の展開

自主財源の根幹となる市税の徴収強化をはじめ、経常経費の抑制や地方債¹⁰⁷の借入抑制、公共施設の適正化に基づく公有財産の適正運用などにより財源確保等に取り組みます。

また、職員力や組織力の強化を図るとともに、予算、組織、行政評価が連動した新たな行政評価システムの構築により、統計調査を活用した施策展開とあわせ、選択と集中により経営資源を効果的に配分するなど、時代の変化や新たな行政需要に柔軟に対応するための、安定した行政経営基盤を確立します。

あわせて、市民の利便性向上や市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るための電子自治体の推進や、北播磨広域定住自立圏をはじめとする近隣市町との連携による広域行政の推進などにより、一層効率的かつ効果的で、利便性の高い市民サービスの提供に取り組みます。

さらに、市民の市政への参画や監査機能の充実強化などにより、透明で公正かつ適正な行政を確保するなど、質の高い市民サービスを安定的に提供できるよう、行財政改革を核とした持続可能な行政経営を展開します。

¹⁰⁷ 「地方債」とは、地方公共団体が特定の歳出に充てるため、年度を越えて元利を償還する借入金をいう。地方債を起すことができる事業は、公共施設の建設事業、上水道などの公営企業、災害復旧事業費など、投資的経費が原則であるが、そのほかに、減税補てん債、臨時財政対策債などがある。

5 「協働」を基本としたまちづくり

(1) 「協働」の必要性

少子高齢化や人口減少社会の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、市民ニーズや地域課題が複雑多様化しており、限られた財源の中で、きめ細かな市民サービスを提供していくことが難しくなっています。また、頻発する災害対応時においても地域コミュニティをはじめとする協働の重要性が認識されており、さらに、地方分権¹⁰⁸の流れの中で、地域の個性を活かしたまちづくりが求められることに加え、今後のまちづくりにおける最重要課題となる地域創生においても、市民、地域、事業者等、多様な主体との「協働」のまちづくりが不可欠です。

本市においては、これまでから、市民や地域、各種団体、NPO法人などによる主体的な活動が展開されており、また、市政のあらゆる分野において、市民参画を得ながらまちづくりを進めていますが、その効果や広がりには限定的で、さらなる推進が必要になっています。

(2) 「協働」の取組方針

市民、地域、事業者等と行政がそれぞれの役割を担いながら連携して取り組む「協働」を基本に、「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」「行政経営」を展開します。

◆市民、地域、事業者等に期待される役割と行政が担うべき役割

【市民の役割】

市政や地域コミュニティへの理解・協力、市政や地域・市民活動などへの積極的な参加・参画、自助努力、家族による支え合い〔自助〕 など

【地域（地区（自治会）、まちづくり協議会等）の役割】

市政への理解・協力、地区（自治会）加入の促進、地域コミュニティの醸成、地域課題の解決に向けた取組、地域（福祉）活動の実施、地域内における相互の支え合い〔共助（互助）〕 など

【事業者等（事業者、NPO法人、市民活動団体等）の役割】

市政や地域づくりへの理解・協力、専門的な技術や知識を活かした社会貢献活動、市民活動団体等への支援、地域課題解決に向けた取組支援、公益的サービスの提供、地域づくり活動の実施や促進〔共助（互助）〕 など

【行政の役割】

協働のあり方や進め方、役割などの明確化（方針策定など）、協働意識の醸成、市政情報等の提供や共有、市民参画の機会の充実、地域担当連絡調整員の配置、活動・交流の場や機会の提供、地域リーダーや中間支援組織（コーディネーター）の育成、活動を支える仕組み・組織づくりや活動支援〔公助〕 など

¹⁰⁸ 「地方分権」とは、国のもっている権限・財源を市町村に移し、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が主体的に物事を決め、地域の特色を生かした活力ある地域社会づくりを進めること。